

第2編 災害予防計画

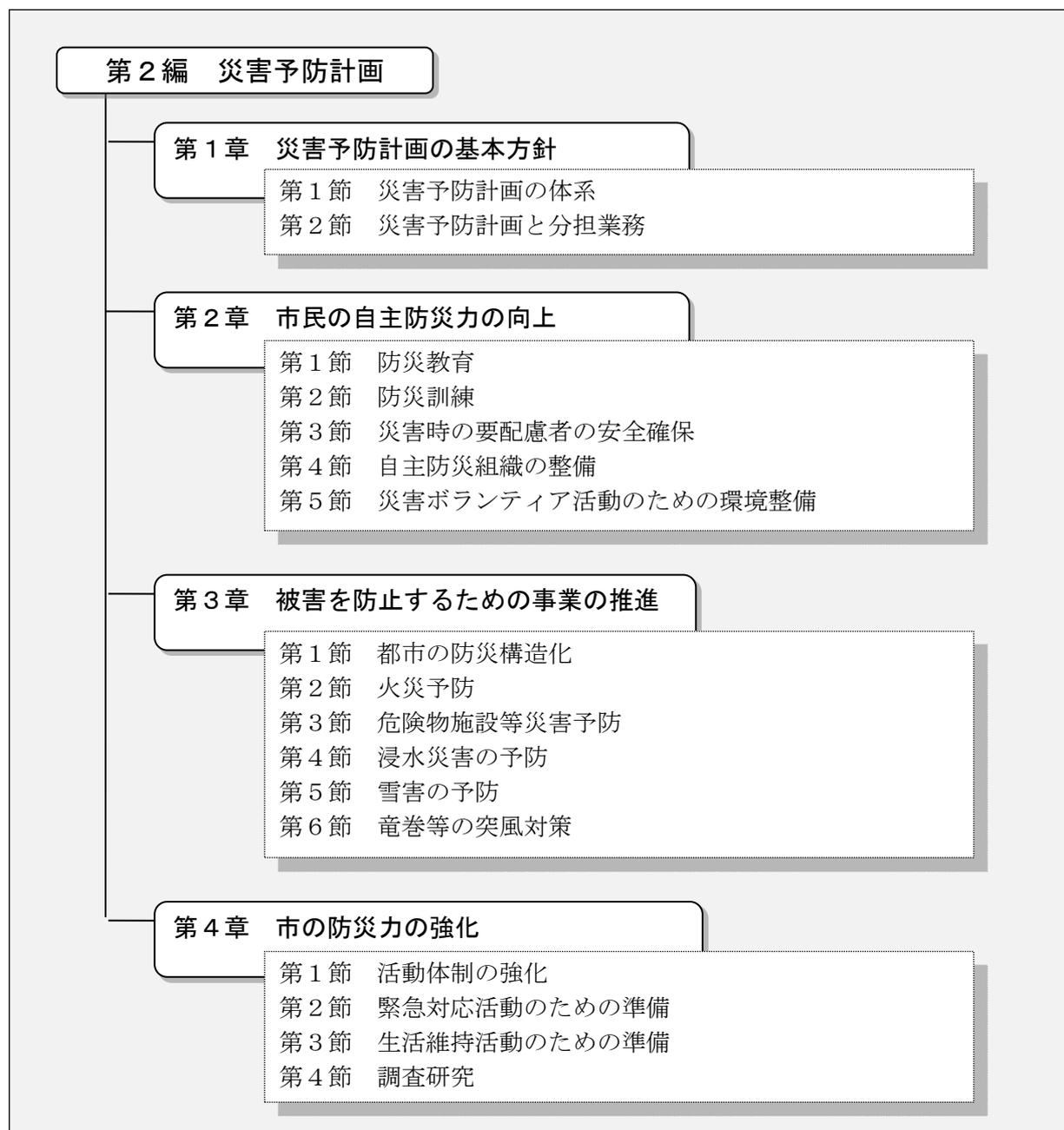
第2編 災害予防計画

第1章 災害予防計画の基本方針

第1節 災害予防計画の体系

本市の災害予防計画は、「市民の自主防災力の向上」、「被害を防止するための事業の推進」及び「市の防災力の強化」の3つの柱によって構成される。

以下に、災害予防計画の構成内容を示す。



第2編 災害予防計画
 第1章 災害予防計画の基本方針
 第2節 災害予防計画と分担業務

第2節 災害予防計画と分担業務

全職員の平常時の役割及び各部署において実施すべき予防業務は、以下のとおりである。

1. 全職員の役割

市の職員は、平常時から以下に示す事項について理解し、習熟しておくものとする。

■全職員の平常時の役割

- 市の非常体制及び配備基準等の把握
- 所属班が担当する防災業務と自らの役割の確認
- 来庁者の安全確保、避難場所への誘導方法の習熟
- 地震や浸水などに対する備品等の安全確保
- 資機材の整備状況の確認、使用方法の習熟
- 各職場の出入口付近の安全性の確保

2. 「現場情報班」指名職員の役割

「現場情報班」は、発災直後に市域内の被災情報を迅速に収集し、被災程度の概要を把握することで、市災害対策本部が災害対策に係る活動方針を的確に決定できるように、活動地区（小学校区を基本単位とする。）ごとにあらかじめ指名された職員（原則としてその地区内に居住している職員）により構成される。

「現場情報班」に指名された職員の平常時の役割は、以下に示すとおりである。

■「現場情報班」指名職員の平常時の役割

- 被災情報を迅速に収集するため、担当する活動地区の地域特性の把握
- 把握すべき災害情報（人的被害、住家被害）の整理
- 災害対策本部への情報連絡手段である市防災行政無線（移動系）使用の習熟
- 平常時から活動地区内の自治会、自主防災組織等との情報交換

3. 各部課の役割

本市各部課の平常時における分担業務は、以下に示すとおりである。

■【総合政策部】各課の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
総合政策部	政策調整課	国土強靱化地域計画の策定、防災施策の総合的な推進	—
		職員の役割の周知徹底 執務環境の整備	4-1-2
	財政課	防災施策に対する財政的な支援	—
		執務環境の整備	4-1-2

注)「記載箇所」の連番表示は、「章」-「節」-「番号」の順に表示している。以下の表も同様である。

第2編 災害予防計画
第1章 災害予防計画の基本方針
第2節 災害予防計画と分担業務

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
総合政策部 (続き)	広報広聴課	インターネット環境の整備	4-1-5
		防災行政無線の使用の習熟 広報案文の作成 災害時広報紙の予定稿の作成 報道機関への広報体制の整備 避難所における広報体制の整備	4-3-1
	契約検査課	執務環境の整備	4-1-2
	危機管理課	市民向けの普及・啓発 (学校における防災教育) (保育園、学童保育所における防災教育)	2-1
		総合防災訓練 市及び防災関係機関が実施する訓練 事業所、自主防災組織等が実施する訓練 その他の訓練 訓練の検証	2-2
		防災知識の普及・啓発 防災訓練の実施 要配慮者の家庭内対策の支援 防災カード等の作成・配布 要配慮者への情報伝達手段の確保 避難誘導體制の整備 (避難行動要支援者名簿の作成) (個別避難計画の策定) (避難行動要支援者の安否確認体制の整備)	2-3-1
		防災計画の策定 防災訓練の実施 地域との連携	2-3-2
		防災知識の普及・啓発 防災訓練の実施 誘導標識、避難所案内板等の設置	2-3-3
		自主防災組織設立の働きかけ 蓮田市自主防災組織協議会の支援 自主防災組織の活動支援 自主防災組織への訓練実施の支援 自主防災組織リーダー養成研修の実施	2-4
		(ボランティア組織・団体に関する情報の把握) (専門職ボランティアの組織化) (災害時におけるボランティアの活動環境の整備) (ボランティアコーディネーターの養成)	2-5
		屋外落下物・障害物、ブロック塀対策の整備 電気、ガス、通信施設の耐震性の向上 (公共建築物の安全化) (一般建築物の耐震性の向上) (上水道・下水道施設の耐震性の向上)	3-1
		治水対策	3-4
		情報通信体制の充実強化	3-5

注)「分担業務」欄の()付き事項は、主担当事項ではないが、主担当課を補助する事項であることを示す。以下の表も同様である。

第2編 災害予防計画
 第1章 災害予防計画の基本方針
 第2節 災害予防計画と分担業務

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
総合政策部 (続き)	危機管理課	竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及 竜巻注意情報等気象情報の普及 被害予防対策 竜巻等突風対処体制の確立 情報収集・伝達体制の整備 適切な対処方法の普及	3-6
		防災拠点のネットワーク化 防災拠点施設の整備	4-1-1
		職員の役割の周知徹底 執務環境の整備 応援機関の受入体制の整備	4-1-2
		災害対策連絡会議の設置	4-1-3
		自治体相互の応援協定の充実 民間事業者・団体との応援協定の充実	4-1-4
		災害時優先電話の配備の推進 特設公衆電話の設置 防災行政無線の整備・強化 インターネット環境の整備 安心安全メールの運用 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用 各種通信設備の使用マニュアルの作成	4-1-5
		防災研修の実施 職員の家庭における安全確保対策の徹底 職員の初動活動マニュアル及び各専門活動マニュアルの作成	4-1-6
		人的被害・住家被害に関する情報収集体制の整備 被害情報等の収集・伝達マニュアルの作成 (情報収集・伝達に関する個別訓練)	4-2-1
		消防力・消防水利の強化 (初期消火体制等の強化)	4-2-2
		医薬品等の確保 (防災医療システムの整備) (後方医療体制の整備)	4-2-4
		指定緊急避難場所・指定避難所等の指定 福祉避難所の設置 避難誘導體制の整備 避難所の管理運営体制の整備 (避難所の安全確保)	4-2-5
		輸送車両の増強 調達体制の整備 その他の輸送手段の確保	4-2-7
		帰宅困難者対策の普及啓発 一時滞在施設の確保 企業等における対策 帰宅支援施設の充実 訓練の実施	4-2-8
		業務継続計画（BCP）の策定	4-2-9
		(防災行政無線の使用の習熟)	4-3-1
		市による給水量の確保 その他水源の確保 応援協力体制の整備	4-3-2

第2編 災害予防計画
第1章 災害予防計画の基本方針
第2節 災害予防計画と分担業務

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所	
総合政策部 (続き)	危機管理課	食料供給体制の整備	4-3-3	
		生活必需品供給体制の整備		
		防災用資機材の備蓄		
		防災倉庫の整備		
		石油類燃料の調達・確保		
		民間事業者との協定締結		4-3-4
		遺体安置所の選定		
		し尿処理体制の整備		4-3-5
		防疫薬品等の調達計画の確立		4-3-6
	建設業者との協定締結	4-3-7		
応急仮設住宅建設予定地の選定 (学校等の事前対策)	4-3-8			
防災アセスメント調査 地区別防災カルテの作成 ハザードマップの作成	4-4-1			
デジタル推進課	インターネット環境の整備	4-1-5		

■【会計室】の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
会計室		総合政策部内の他課が実施する活動の協力	—

■【行政委員会（選挙管理委員会事務局・監査委員事務局・公平委員会・固定資産評価審査委員会）】の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
行政委員会		総合政策部内の他課が実施する活動の協力	—

■【総務部】各課の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
総務部	秘書課	総務部内の他課が実施する活動の協力	—
	庶務課	(公共建築物の安全化)	3-1
		執務環境の整備	4-1-2
		庁舎点検マニュアル、来庁者安全確保マニュアルの作成及び習熟	
		災害時優先電話の配備の推進	4-1-5
		特設公衆電話の設置	4-2-7
		輸送車両の増強	
	調達体制の整備		
	緊急通行車両の事前届出の推進 (応急仮設住宅建設予定地の選定)	4-3-7	
	市民課	外国人の所在把握 (防災知識の普及・啓発) (防災訓練の実施) (誘導標識、避難所案内板等の設置)	2-3-3
		民間事業者との協定締結 遺体処理マニュアルの作成 (遺体安置所の選定)	4-3-4
		税務課	情報収集・伝達に関する個別訓練
	収納課	情報収集・伝達に関する個別訓練	4-2-1

第2編 災害予防計画
 第1章 災害予防計画の基本方針
 第2節 災害予防計画と分担業務

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
総務部 (続き)	総合窓口管 理課	帰宅困難者対策の普及啓発	4-2-8
		総務部内の他課が実施する活動の協力	—

■【議会事務局】の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
議会事務局		総務部内の他課が実施する活動の協力	—

■【環境経済部】各課の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
環境経済部	自治振興課	(防災知識の普及・啓発) (防災訓練の実施) (誘導標識、避難所案内板等の設置)	2-3-3
		ボランティア組織・団体に関する情報の把握 専門職ボランティアの組織化 災害時におけるボランティアの活動環境の整備 ボランティアコーディネーターの養成	2-5
		避難所の安全確保	4-2-5
		通行止め標識等の備え	4-2-6
		みどり環境課	公園・緑地の整備
	みどり環境課	その他水源の確保	4-3-2
		災害廃棄物処理体制の整備 生活ごみ等の処理体制の整備 し尿処理体制の整備	4-3-5
		防疫・保健衛生体制の確立 防疫薬品等の調達計画の確立	4-3-6
		農政課	強制排水対策
	農政課	農業に係る雪害予防	3-5
		被害予防対策	3-6
		食料供給体制の整備 生活必需品供給体制の整備	4-3-3
	商工課	食料供給体制の整備 生活必需品供給体制の整備	4-3-3

■【農業委員会事務局】の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
農業委員会事務局		強制排水対策	3-4
		農業に係る雪害予防	3-5
		被害予防対策	3-6
		食料供給体制の整備 生活必需品供給体制の整備	4-3-3

■【健康福祉部】各課の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
健康福祉部	福祉課	防災知識の普及・啓発 防災カード等の作成・配布 要配慮者への情報伝達手段の確保 避難行動要支援者名簿の作成 個別避難計画の策定 避難行動要支援者の安否確認体制の整備 避難誘導體制の整備 社会福祉施設との連携 (防災訓練の実施) (要配慮者の家庭内対策の支援)	2-3-1
		防災計画の策定 防災訓練の実施 地域との連携	2-3-2
		ボランティア組織・団体に関する情報の把握 専門職ボランティアの組織化 災害時におけるボランティアの活動環境の整備 ボランティアコーディネーターの養成	2-5
		要配慮者に対する医療対策 (福祉避難所の設置)	4-2-4 4-2-5
		健康増進課	(トリアージの習熟)
	健康増進課	避難所の安全確保 防災医療システムの整備 初動医療体制の整備 後方医療体制の整備 要配慮者に対する医療対策 医薬品等の確保	4-2-4
		遺体処理マニュアルの作成	4-3-4
		防疫・保健衛生体制の確立 防疫薬品等の調達計画の確立 感染症患者に対する医療提供体制の確立	4-3-6
	長寿支援課	避難行動要支援者名簿の作成 個別避難計画の策定 避難行動要支援者の安否確認体制の整備 避難誘導體制の整備 社会福祉施設との連携 (防災知識の普及・啓発) (防災訓練の実施) (要配慮者の家庭内対策の支援) (防災カード等の作成・配布) (要配慮者への情報伝達手段の確保)	2-3-1
		防災計画の策定 防災訓練の実施 地域との連携	2-3-2
		要配慮者に対する医療対策	4-2-4
		避難所の安全確保 (福祉避難所の設置)	4-2-5

第2編 災害予防計画
 第1章 災害予防計画の基本方針
 第2節 災害予防計画と分担業務

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
健康福祉部 (続き)	在宅医療介護課	個別避難計画の策定 避難行動要支援者名簿の作成 避難行動要支援者の安否確認体制の整備 避難誘導體制の整備 社会福祉施設との連携 (防災知識の普及・啓発) (防災訓練の実施) (要配慮者の家庭内対策の支援) (防災カード等の作成・配布) (要配慮者への情報伝達手段の確保)	2-3-1
		要配慮者に対する医療対策	4-2-4
	国保年金課	避難所の管理運営体制の整備	4-2-5

■【都市整備部】各課等の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所	
都市整備部	道路課	道路、橋りょうの整備 屋外落下物・障害物、ブロック塀対策	3-1	
		治水対策 道路、橋りょうの維持補修 水防用資機材の整備 水防訓練の実施 強制排水対策	3-4	
		道路交通対策	3-5	
		(救出用資機材の整備)	4-2-3	
		重要道路の指定 重要道路の緊急啓開・復旧体制の充実 通行止め標識等の備え	4-2-6	
		(ハザードマップの作成)	4-4-1	
		都市計画課	市街地の防災性の向上	3-1
			鉄道等交通対策	3-5
	産業団地整備課	市街地の防災性の向上	3-1	
	建築指導課	屋外落下物・障害物、ブロック塀対策 一般建築物の耐震性の向上	3-1	
		建設業者との協定締結 応急仮設住宅建設予定地の選定 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備	4-3-7	
		(ハザードマップの作成)	4-4-1	

■【上下水道部】各課の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
上下水道部	水道課	上水道・下水道施設の耐震性の向上	3-1
		市による給水量の確保 その他水源の確保 応援協力体制の整備	4-3-2

第2編 災害予防計画
第1章 災害予防計画の基本方針
第2節 災害予防計画と分担業務

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
上下水道部 (続き)	下水道課	上水道・下水道施設の耐震性の向上	3-1
		治水対策	3-4
		ハザードマップの作成	4-4-1

■【学校教育部】各課の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
学校教育部	教育総務課	(学校における防災教育)	2-1
		被害予防対策	3-6
		避難所の安全確保 (避難所の管理運営体制の整備)	4-2-5
	学校教育課	学校における防災教育	2-1
		竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及 被害予防対策	3-6
		学校等における対策	4-2-8
		市の事前対策 (学校等の事前対策)	4-3-8
	小・中学校	学校における防災教育	2-1
		学校等における対策	4-2-8
		学校等の事前対策	4-3-8

■【生涯学習部】各課の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
生涯学習部	子ども支援課	(防災知識の普及・啓発)	2-3-1
		(防災訓練の実施)	
		(要配慮者の家庭内対策の支援)	
		(防災カード等の作成・配布)	
		(要配慮者への情報伝達手段の確保)	
		(避難行動要支援者名簿の作成)	
		(個別避難計画の策定)	
		(避難行動要支援者の安否確認体制の整備)	
	(避難誘導體制の整備)		
	保育課	保育園、学童保育所における防災教育	2-1
学校等の事前対策		4-3-8	
社会教育課	市民向けの普及・啓発	2-1	
	文化財の防災対策	3-1	
	避難所の安全確保	4-2-5	
文化スポーツ課	避難所の安全確保	4-2-5	

第2編 災害予防計画
 第1章 災害予防計画の基本方針
 第2節 災害予防計画と分担業務

■【消防本部】各部署の分担業務表

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
消防本部	消防課 消防署 南分署	市民向けの普及・啓発 事業所等における防災教育 防災上重要な施設における防災教育 (学校における防災教育) (保育園、学童保育所における防災教育)	2-1
		総合防災訓練 市及び防災関係機関が実施する訓練 事業所、自主防災組織等が実施する訓練 その他の訓練 訓練の検証	2-2
		(防災知識の普及・啓発) (防災訓練の実施) (要配慮者の家庭内対策の支援) (防災カード等の作成・配布) (要配慮者への情報伝達手段の確保) (避難行動要支援者名簿の作成) (個別避難計画の策定) (避難行動要支援者の安否確認体制の整備) (避難誘導体制の整備)	2-3-1
		防災計画の策定 防災教育の実施 防災訓練の実施 地域との連携	2-3-2
		(防災知識の普及・啓発) (防災訓練の実施) (誘導標識、避難所案内板等の設置)	2-3-3
		(自主防災組織設立の働きかけ) (蓮田市自主防災組織協議会の支援) (自主防災組織の活動支援) (自主防災組織への訓練実施の支援) (自主防災組織リーダー養成研修の実施)	2-4
		市民への防火意識の啓発 住宅用防災機器の設置 出火防止対策の推進	3-2
		危険物施設の安全化の推進指導 保安教育・訓練の実施 自衛消防組織の設立及び指導	3-3
		水防用資機材の整備 水防訓練の実施 強制排水対策	3-4
		情報通信体制の充実強化	3-5
		被害予防対策 竜巻等突風対処体制の確立 (竜巻等の突風の発生、対処に関する知識の普及) (竜巻注意情報等気象情報の普及) (情報収集・伝達体制の整備) (適切な対処方法の普及)	3-6

第2編 災害予防計画
第1章 災害予防計画の基本方針
第2節 災害予防計画と分担業務

部名	部署名	分 担 業 務	記載箇所
消防本部 (続き)	消防課 消防署 南分署	消防力・消防水利の強化 初期消火体制等の強化 消防救急デジタル無線の整備・強化	4-2-2
		救出隊の整備 救出用資機材の整備 応急手当法の普及啓発 トリアージの習熟	4-2-3
		(避難誘導體制の整備)	4-2-5
		(学校等の事前対策)	4-3-8

第2章 市民の自主防災力の向上

第1節 防災教育

市は、地震等の災害による被害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、幼児・児童・生徒、市民について生涯を通じた体系的な教育により、市民の災害対応力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習に取り組める環境の整備に努める。また、事業所に対しても、従業員の安全確保、施設及び設備の災害対策はもとより、防災を担う地域の一員としての防災意識の普及・啓発に努める。

市の「防災教育」を実施するための方策及び担当部署は、次のとおりである。

方策	担当部署
1. 市民向けの普及・啓発	危機管理課、社会教育課、消防本部
2. 学校における防災教育	小・中学校、学校教育課 (危機管理課、消防本部、教育総務課)
3. 保育園、学童保育所における防災教育	保育園、保育課 (危機管理課、消防本部)
4. 事業所等における防災教育	施設管理者、消防本部
5. 防災上重要な施設における防災教育	施設管理者、消防本部 (関係各課)

注) 担当部署欄の () 内の部署は、方策を実施する上で主体的に担当する部署ではないが、関係する部署であることを示す。以下の方策及び担当部署の表においても同様である。

1. 市民向けの普及・啓発

市は、防災とボランティア週間 (1/15~1/21)、火災予防運動週間、国民安全の日 (7/1)、防災の日 (9/1)、救急の日 (9/9)、危険物安全週間等の行事を通じて、災害についての学識経験者、防災関係機関の担当者及び被災経験者等を講師として招き、講演会、研修会 (防災ビデオ等の使用も含む) を開催することで防災知識や防災意識の維持向上を図る。

特に、要配慮者に対する支援や、男女共同参画に対する考えから、被災時の様々な性別の違いによる当事者のニーズに配慮した防災教育に努める。また、公民館等の社会教育施設において防災教室等の市民への学習の場を設けるとともに、PTA等の各種社会教育団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

また、市民に対し、以下に掲げる家庭内で実施すべき安全対策を周知し、理解と実施を促す。

- ▶ 家具の配置を見直し、家具類や家電製品などの転倒・落下・移動を防止する。
- ▶ 災害時に家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段として、災害用伝言ダイヤル等の利用方法を確認する。
- ▶ 生活用品、燃料、食料等の備蓄を行う (最低3日間 (推奨1週間) 分を目標とする) とともに非常持ち出し品の点検を行う。特に、飲料水や食料などを普段から多めに常備し、利用しながら買い足すことを繰り返す「ローリングストック法」を導入する。
- ▶ 災害時のトイレ対策として、携帯トイレの備蓄 (推奨1週間分) を行う。
- ▶ 住居の耐震性や必要な補強等を確認する。

- ▶ 避難所や安全な避難経路、消火器の設置場所、操作方法を確認する
- ▶ 「警戒レベル」に応じた行動の確認等、「避難情報」の内容について理解を深める。
- ▶ 風水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動を、ハザードマップ等の情報を利用してあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインを作成する。

《参考》

◆「マイ・タイムライン」について

マイ・タイムラインとは、台風や大雨の水害等、これから起こるかもしれない災害に対し、一人ひとりの家族構成や地域環境に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画をいう。

時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また避難判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待される。

2. 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環としてホームルームや学校行事を中心に、教育活動の全体を通じて行う。特に、避難、発災時の危険及び安全な行動の仕方について、児童、生徒の発達段階に即した指導を行う。

そのため、学校教育課は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

また、小・中学校においても、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルを策定する。

(1) 学校行事としての防災教育

児童、生徒等の防災意識を高めるため、地震や火災、風水害等の災害を想定した避難訓練や防災に関する専門家や地震災害体験者の講演、起震車による地震模擬体験、AED研修等のほか、防災教育拠点（県防災学習センター等）や地域の防災訓練での体験学習を実施する。

また、ポスター・作文募集、映画・ビデオ等視聴覚教材を用いての啓発等、防災教育を計画的に実施する。

さらに、学校における消防団・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 各教科等による防災教育

各教科等を通じ、地震災害の発生の仕組みや火災、台風による被害等について学習する。

また、防災対策、災害発生時の危険と正しい行動について教育を行う。学習の中では、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等のテーマを通じて、身の回りの環境を各種災害時の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童生徒の心のケア及び災害時に特に留意

第2編 災害予防計画

第2章 市民の自主防災力の向上

第1節 防災教育

する事項等について防災対応マニュアルを作成するとともに研修を行い、その内容の周知徹底を図り、適切な対応ができる実践力を養う。

3. 保育園、学童保育所における防災教育

保育課は、保育士や指定管理者を通じて園児や児童に対し、防災の基礎的知識、災害発生時の指導を行う。また、保育士や指定管理者に対しては、災害発生時の園児や児童の安全確保、保護者との連携等、災害応急対策について研修を行う。

4. 事業所等における防災教育

防火管理者、危険物取扱者等に対する講習を実施するほか、防災計画の作成を義務づけ、防災行動力の向上を図る。また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体づくりを推進する。なお、事業所の防災担当者は、企業の社会的役割を十分に認識し、従業員に対して防災研修や防災教育の実施に努める。

5. 防災上重要な施設における防災教育

(1) 病院及び社会福祉施設における防災教育

病院及び社会福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者が発生する危険性があるため、施設管理者は平常時から要配慮者の把握、避難誘導の訓練等、十分な教育、訓練活動を行う。夜間、休日の発災に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な周知を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚に努める。

(2) その他不特定多数が集まる施設

大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他、各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育及び訓練を実施する。

第2節 防災訓練

災害発生時の被害を最小限にとどめるため、防災業務に従事する職員の防災知識と実務能力の習熟に努める。また、市、県、防災関係機関、住民及び事業所等が災害に対応できる体制の確立を目指すとともに、関係機関が連携し、災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）を取り入れ、住民参加型で地域に即した実践的な訓練の実施・普及に努める。

《参考》

◆「災害図上訓練（DIG）」について

DIGとは、Disaster Imagination Gameの略で、大きな地図を参加者で囲み、災害をイメージして自宅近くの危険物や障害物を把握し、具体的な避難路や要配慮者の避難などを確認する実践的な訓練のことである。

◆「避難所開設・運営訓練（HUG）」について

HUGとは、Hinanzyo Unei Gameの略で、避難所の開設・運営責任者となったことを想定し、避難所で起きる様々な事態への対応を短時間で決定することを学ぶ訓練のことである。

具体的な防災訓練の目的は、防災関係機関の災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚であり、実施目標は以下に示すとおりである。

■防災訓練の実施目標

- 防災訓練を通じて、防災関係機関の組織体制の機能確認等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関相互の協力の円滑化（顔の見える関係）に寄与すること。
- 防災訓練の実施に当たっては、防災計画等の脆弱性や課題の発見に重点を置き、防災計画等の継続的な改善に寄与すること。
- 住民一人一人が、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができることとなるよう、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会とすること。
- 防災訓練の実施に当たっては、学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含む地域住民など多様な主体による実践的な訓練を行い、自助、共助体制の確立に資すること。
- 防災訓練の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等に十分配慮して行き、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めること。
- また、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めること。
- 防災訓練の実施に当たっては、実際の災害を想定したうえで、それぞれが行うべき動きに即した計画とし、訓練運営上、やむを得ずに実際の災害時の行動と異なることを行う場合には、参加者、見学者に対して差異を明確に表示するなど、実災害時の市民の適正な行動を阻害しないように十分留意すること。

第2編 災害予防計画
第2章 市民の自主防災力の向上
第2節 防災訓練

なお、市の「防災訓練」を実施するための方策及び担当部署は、以下のとおりである。

方策	担当部署
1. 総合防災訓練	危機管理課、消防本部（関係各課）
2. 市及び防災関係機関が実施する訓練	危機管理課、消防本部（関係各課）
3. 事業所、自主防災組織等が実施する訓練	危機管理課、消防本部（関係各課）
4. その他の訓練	危機管理課、消防本部（関係各課）
5. 訓練の検証	危機管理課、消防本部（関係各課）

1. 総合防災訓練

市は、大規模な災害の発生を想定して、災害時の応急復旧対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、防災対策の習熟と防災関係機関相互の協力及び自主防災組織との連携体制の確立、確認を図る。

(1) 実施時期及び場所

災害は季節や時間を問わず発生するため、防災週間中に限らず実施するのが望ましいが、できるだけ多くの者が参加可能な日程を調整して決定する。訓練会場については、その都度選定する。

(2) 実施方法

総合防災訓練は、市の主催又は県との共催により防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。

(3) 訓練の種類

総合防災訓練は、次のような訓練主体及び状況の想定に配慮して実施する。

訓練の種類	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市が、災害の初期に活動する訓練 ▶ 住民自身が、自助及び共助の精神に基づいて活動する訓練 ▶ 防災関係機関が、それぞれの活動を連携させる訓練 ▶ 他の市等からの広域的な応援を受け入れる訓練 ▶ 緊急地震速報を取り入れた訓練
-------	---

(4) 訓練内容

総合防災訓練は、以下のような内容を参考に実施する。

また、実施にあたっては地域の特性に対応した訓練を適宜取り入れるとともに、緊急地震速報等の新たな防災対策をシナリオに取り入れるなど、その知識の普及に努める。

市が主とする内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害対策本部等の設置運営訓練（非常参集訓練） ➤ 災害情報の伝達収集、広報訓練 ➤ 災害現地調査訓練 ➤ 避難誘導訓練 ➤ 避難所、救護所運営訓練 ➤ 道路応急復旧訓練 ➤ 水防訓練 ➤ 給水訓練 ➤ 自主防災組織、自衛消防隊等の活動支援訓練等
防災関係機関が主とする内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消火訓練 ➤ 救出救助訓練 ➤ 救急救護訓練 ➤ 災害医療訓練 ➤ 学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練 ➤ ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練 ➤ 救援物資輸送訓練 ➤ 交通対策訓練等
自主防災組織・自衛消防隊及び市民が主とする内容	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 初期消火訓練 ➤ 応急救護訓練 ➤ 炊き出し訓練 ➤ 巡回点検訓練 ➤ 要配慮者等の安全確保訓練 ➤ 避難訓練 ➤ 避難誘導訓練等

2. 市及び防災関係機関が実施する訓練

大地震の発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、それぞれの業務に応じた訓練を実施する。住民の保護や生活の復旧など各機関がそれぞれの業務に応じて定めるものとし、関係機関の相互協力にも重点を置くものとする。

(1) 災害情報収集伝達訓練

職員の誰もが正しく市防災行政無線（特に移動系）を利用できるよう、危機管理課は情報収集を担当する職員を中心に関係各課に対して訓練を実施する。

訓練の種類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害情報収集伝達訓練 ➤ 通信連絡訓練 ➤ 非常通信訓練
実施の方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害情報の収集伝達機器を日常の業務で活用し、点検と性能の維持を図る ➤ 気象の予報・警報・特別警報、重大事故等を通知及び連絡する ➤ 被害の状況及び処置を報告及び連絡する

(2) 消防訓練

消防組織法第4条第2項第15号の規定に基づき、市消防計画により実施する。

第2編 災害予防計画
第2章 市民の自主防災力の向上
第2節 防災訓練

なお、市は、必要に応じて、消防に関する訓練を実施するため、県から勧告、指導及び助言を得る。

訓練の種類	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 基礎訓練 ➤ 火災防御訓練 ➤ 水災防御訓練 ➤ 救助救急訓練 ➤ 総合防災訓練
-------	--

(3) 避難訓練

災害対策基本法第 47 条に定める災害予防責任者及び消防法第 8 条の規定に基づく防火管理者等が実施する。市は、避難情報の発令等を円滑に行うため、警察、消防及びその他の団体の協力を得て実施する。なお、訓練の種類は、次のとおりである。

区分	内容
市が実施するもの	災害時における避難情報の発令等の円滑、迅速確実を期するため、関係機関、居住者、滞在者等の協力を得て実施する。
防火管理者が実施するもの	学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店その他の防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき実施する。
児童、生徒の避難訓練等	学校等の施設管理者は、児童及び生徒の身体及び生命の安全を期するため、あらかじめ各種の想定のもとに避難訓練を実施し、非常災害に対し、臨機応変の処置がとれるよう常にその指導に努める。
避難行動要支援者等の訓練	住民、団体、企業等が行う避難行動要支援者避難誘導、災害時の帰宅訓練等の自発的訓練に対し資料や情報の必要な支援を行う。

(4) 学校、病院及び社会福祉施設等の訓練

各施設は、児童及び生徒、園児、入院患者、入所者等の安全確保を図るため、以下の点に配慮した防災計画を作成し、職員に周知徹底する。また、計画の実効性を高めるため、防災訓練を定期的実施する。

なお、教育総務課、保育課、危機管理課及び消防本部は、その実施を指導する。

■各施設の防災計画において配慮すべき事項

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地震及び風水害等の発災時における職員の動員配備に関する事項（特に勤務時間外） ➤ 臨時休業の基準に関する事項 ➤ 避難場所、避難誘導方法に関する事項 ➤ 防災訓練の実施に関する事項 ➤ 防災資機材、飲料水、食料、生活必需物資の確保に関する事項 ➤ 市内の関係施設との相互応援に関する事項
--

3. 事業所、自主防災組織等が実施する訓練

災害時の行動に習熟するため、住民相互の協力のもと日頃から訓練を行い、自らの生命及び

財産の安全確保を図る。なお、訓練の種類は、次のとおりである。

区分	内容
事業所における訓練	学校、病院、興行場及びその他消防法で定められた事業所は、消防訓練に合わせて実施する。地域の自主防災組織等と連携を図ることが望ましい。
自主防災組織等の訓練	市及び消防機関が行う訓練に積極的に参加し、又はこれらの機関の指導・協力のもとに災害図上訓練（DIG）や避難所開設・運営訓練（HUG）などを実施する。

4. その他の訓練

上記訓練のほか、市は、県の協力を得て、業務継続計画図上訓練、徒歩帰宅訓練及び埼玉県特別機動援助隊（埼玉SMART）合同訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

5. 訓練の検証

実災害を想定して計画を立て、災害の流れに合わせて訓練を実施し、次に示す方法で評価及び検証を行う。

区分	内容
評価及び検証の方法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 訓練後の意見交換会 ➤ 職員に対するアンケート調査 ➤ 訓練の打合わせでの検討
検証の効果	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 評価や課題を整理し、地域防災計画等の見直しに活用する。 ➤ 次期の訓練計画に反映する。

第3節 災害時の要配慮者の安全確保

災害時の要配慮者及びその介護者の防災能力を高め、地域で要配慮者を支える体制を構築するため、以下の防災対策を実施する。

《参考》
 ◆「要配慮者」について
 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

《参考》
 ◆「避難行動要支援者」について
 市域内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

《参考》
 ◆「避難支援等関係者」について
 避難行動要支援者の避難支援を行う地域のマンパワーのことを指す。災害対策基本法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

第1 在宅の要配慮者に対する安全対策

市は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努める。

市の「在宅の要配慮者に対する安全対策」を実施するための方策及び担当部署は、次のとおりである。

方策	担当部署
1. 防災知識の普及・啓発	危機管理課、福祉課 (消防本部、子ども支援課、長寿支援課、在宅医療介護課)
2. 防災訓練の実施	危機管理課 (福祉課、消防本部、子ども支援課、長寿支援課、在宅医療介護課)
3. 要配慮者の家庭内対策の支援	危機管理課 (福祉課、消防本部、子ども支援課、長寿支援課、在宅医療介護課)

第2編 災害予防計画
第2章 市民の自主防災力の向上
第3節 災害時の要配慮者の安全確保

方策	担当部署
4. 防災カード等の作成・配布	危機管理課、福祉課 (消防本部、子ども支援課、長寿支援課、在宅医療介護課)
5. 要配慮者への情報伝達手段の確保	危機管理課、福祉課 (消防本部、子ども支援課、長寿支援課、在宅医療介護課)
6. 避難行動要支援者名簿の作成	福祉課、長寿支援課、在宅医療介護課、子ども支援課 (危機管理課、消防本部)
7. 個別避難計画の策定	福祉課、長寿支援課、在宅医療介護課 (危機管理課、消防本部、子ども支援課)
8. 避難行動要支援者の安否確認体制の整備	福祉課、長寿支援課、在宅医療介護課、子ども支援課 (危機管理課、消防本部)
9. 避難誘導體制の整備	危機管理課、福祉課、長寿支援課、在宅医療介護課、子ども支援課 (消防本部)
10. 社会福祉施設との連携	福祉課、長寿支援課、在宅医療介護課 (関係各課)
11. 相談体制の確立	関係各課

1. 防災知識の普及・啓発

要配慮者に必要とされる防災知識は、個々の要配慮者の有するハンディキャップの違いによって異なる。そのため、市は、高齢者や障がい者など、個々の要配慮者に応じた防災知識の周知・啓発を効果的に行うものとする。

☞【資料8. 6】『要配慮者別の防災知識の周知』参照

2. 防災訓練の実施

危機管理課及び関係各課は、要配慮者の防災能力を向上させるため、総合防災訓練の実施にあたり、要配慮者を対象とした避難訓練等をメニューに取り入れる。

3. 要配慮者の家庭内対策の支援

危機管理課、福祉課及び関係各課は、消防団、社会福祉協議会、災害ボランティア、民生委員・児童委員等の協力を得て、自力で住家等の安全化（家屋の耐震補強、家具の固定等）を図るのが困難な要配慮者に対して、家庭内の安全対策を支援する。

4. 防災カード等の作成・配布

在宅の要配慮者が災害時に的確な支援を受けるためには、あらかじめ「望む援助、避難先等」を記した防災カードを作成し、周囲の人たちに伝えるための準備をしておくことが有効である。

危機管理課及び福祉課は、関係各課及び消防本部と連携して在宅の要配慮者に対して防災カード等を配布する。

なお、市は民生委員・児童委員を通じ、地域の見守り体制の強化を図り、市民の安全と安心の確保を図ることを目的として、65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に対し、かかりつけ医療機関、持病その他救急時に必要な情報を補完する救急医療情報キット等を配布している。災害時にも有効な情報として活用する。

第2編 災害予防計画

第2章 市民の自主防災力の向上

第3節 災害時の要配慮者の安全確保

5. 要配慮者への情報伝達手段の確保

災害時における的確かつ迅速な情報伝達活動を行うため、BizFAX（インターネットFAX）など要配慮者に対する緊急通報装置の促進などや要配慮者の近隣住民、民生委員・児童委員及びボランティア等を活用し、要配慮者の特性に合わせた情報伝達体制を確立しておく（聴覚障がい者に対する防災カードや発達障がい者に対する絵・図などの簡易な表現の採用など）。

6. 避難行動要支援者名簿の作成

福祉課、長寿支援課及び在宅医療介護課は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うために、次のとおり避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、市の避難行動要支援者の避難行動支援制度に係ることは、資料編を参照のこと。

☞【資料1. 7】『蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度実施要綱』参照

(1) 名簿に登載する者の範囲

避難行動要支援者名簿の対象範囲は、在宅で生活している者で、次のとおりとする。

■名簿に登載する者の範囲

- 介護保険で要介護認定の3～5を受けている者
- 身体障害者手帳の交付を受けている次のいずれかの者
 - ア 1級若しくは2級の者
 - イ 1級～6級の障がい児
- 療育手帳の交付を受けている次のいずれかの者
 - ア ㊶若しくはAの者
 - イ ㊶、A、B、Cの障がい児
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級の者
- 75歳以上のひとり暮らし高齢者
- 難病患者
- その他、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自らが行うことが困難で、希望するもの

(2) 名簿作成に必要な情報の収集

名簿作成にあたっては、次の台帳等に記載されている情報を対象者リスト作成のために収集する。

■名簿作成に必要な情報の収集

- 住民基本台帳
- 要介護認定名簿、身体障害者手帳所持者名簿、療育手帳所持者名簿、精神障害者保健福祉手帳所持者名簿
- 難病患者に係る埼玉県からの情報

(3) 名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。

■名簿の記載事項

- 氏名、年齢(生年月日)、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況や生活実態は常に変化しうるため、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿の更新サイクルや仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう務める。また、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報によるほか、例えば難病患者に係る情報等、市で把握していない情報は、必要に応じて県やその他の関係機関に対して情報提供を求める。

(5) 避難支援者等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、避難行動要支援者本人に十分な説明を行い、蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度による同意を得たうえで、避難支援等関係者に対し、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を提供する。避難行動要支援者本人が重度の認知症や障がい等により、個人情報取扱いに関して判断できる能力を有していない場合には、親権者や法定代理人等から同意を得ることとする。

ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

(6) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策について、常時適正な管理が行われるよう徹底する。また、災害の規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の整備に努める。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう更新を行う。

(7) 名簿情報の利用及び提供

蓮田市災害時避難行動要支援者避難行動支援制度による登録者情報を記載した名簿を、避難支援等関係者に提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

なお、名簿提供の際には、名簿情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い名簿等を回収し、粉砕して処分する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保の措置

避難行動要支援者の避難に際しては、避難支援等関係者及びその家族等の身体の安全を守ることを大前提とする。そのため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

また、避難行動要支援者に対しても、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、制度を正しく理解してもらうよう周知に努める。

第2編 災害予防計画
第2章 市民の自主防災力の向上
第3節 災害時の要配慮者の安全確保

7. 個別避難計画の策定

令和3年5月の災害対策基本法改正により、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 内閣府（防災担当）」（以下、「取組指針」という。）が改定された。

これを受け、市は、関係者と連携して地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、個別避難計画作成に同意の得られた優先度の高い者から「取組指針」に準拠し、個別避難計画の作成に取り組むものとする。

（1）個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿記載の避難行動要支援者のうち、市が作成した洪水ハザードマップで危険な区域に住む者とし、作成目標期間は、改正法施行後からおおむね5年程度とする。

個別避難計画を作成する取組を進めるためには、避難行動要支援者本人、避難支援等実施者を始めとする市内・市外の関係者に制度の理解を得ることが重要であることから、市が有する各種の広報ツール（ホームページ、公式ツイッター、広報はすだ等）、人的ネットワーク、各種の説明会などの機会、公共施設などを活用し、制度の周知に努める

（2）避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定するものとする。その際、必ずしも災害対策基本法で例示している消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めるものとする。

（3）個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、個別避難計画を作成するに当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市町村の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努める

また、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者（本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など）から情報を把握するものとする。

（4）個別避難計画の更新に関する事項

①更新の契機

- 本人、家族の申し出があった場合（意向、申出、届出）
- 平常時からの訪問活動や見守り活動、防災訓練などを通じ更新の必要性を確認した場合
- 自主防災組織や自治会を通じて点検を呼びかけた場合

②更新が必要となる事情の変更があった場合

- 避難行動要支援者の状態（転居、心身の状況等）
- 災害時の情報伝達（緊急連絡先、情報伝達手段等）
- 避難誘導等（避難支援等実施者、避難先、移動手段等）

③更新の周期

- 本人又は支援者から変更の届出があった場合に随時修正
- 避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて行う

(5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置

個別避難計画情報の避難支援等関係者への提供に当たっては、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないことがないよう、「避難支援等の実施に必要な限度」で提供する。情報提供の際には、情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い個別避難計画等を回収し、粉碎して処分する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全確保は「6. 避難行動要支援者名簿の作成 (8) 避難支援等関係者の安全確保の措置」に準ずるものとする。

8. 避難行動要支援者の安否確認体制の整備

福祉課、長寿支援課、在宅医療介護課及び子ども支援課は、避難行動要支援者の安否確認を迅速・的確に行うため、避難行動要支援者名簿を用いて、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、自主防災組織、消防団等の協力を得ながら安否確認を行う体制づくりを進める。

9. 避難誘導體制の整備

危機管理課、福祉課、長寿支援課及び在宅医療介護課は、災害の発生又は発生するおそれがある場合において、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び自主防災組織（以下「避難支援等関係者」という。）と避難行動要支援者名簿の情報を共有しながら避難支援を実施する体制を整備する。

10. 社会福祉施設との連携

福祉課、長寿支援課及び在宅医療介護課は、災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日ごろから社会福祉施設等との連携を図るように努める。また、災害時には、被災者に対する給食サービスや介護相談など施設の有する機能の活用を図っていく。

11. 相談体制の確立

福祉課、長寿支援課及び在宅医療介護課は、災害時、要配慮者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保健、教育等）に的確に対応できるよう日ごろから相談体制の整備に努める。

また、被災により精神的なダメージを受けた要配慮者に対してメンタルケア等ができるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、ソーシャルワーカー等の専門職員の確保に努める。

第2編 災害予防計画
第2章 市民の自主防災力の向上
第3節 災害時の要配慮者の安全確保

第2 社会福祉施設入所者に対する安全対策

市は、社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の指導に努めるとともに、社会福祉施設に入所している要配慮者に対する安全対策を以下の方策をもって推進する。

市の「社会福祉施設入所者に対する安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 防災計画の策定	福祉課、長寿支援課、危機管理課、消防本部
2. 防災教育の実施	消防本部
3. 防災訓練の実施	福祉課、長寿支援課、危機管理課、消防本部
4. 地域との連携	福祉課、長寿支援課、危機管理課、消防本部

1. 防災計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、大規模災害の発生を想定した防災計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを作成し、職員及び入所者への周知徹底を図るものとし、市は、これを支援する。

(1) 緊急連絡体制の整備

① 職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

② 安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に、入所者の安否を確認し、職員及び入所者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡体制を確立する。

(2) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者を所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

(3) 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合でも、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い、他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。

(4) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設管理者は、災害時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

(5) 社会福祉施設等の出火防止対策

施設管理者は、防火管理及び消防訓練の実施に努める。また、消火器具、屋内消火栓などの消火設備、自動火災報知器などの警報設備、避難器具、誘導灯・誘導標識などの避難設備

を設置及び管理する。

(6) 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、次に示す物資等を最低3日間（推奨1週間）分の備蓄に努める。

■主な備蓄品

- 飲料水
- 照明器具
- 介護用品・生理用品
- 常備薬
- 非常用電源（燃料含む）
- 非常用食料（特別食を含む）
- 移送用具（担架、ストレッチャー等）

2. 防災教育の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、防災に関する普及・啓発を定期的を実施するとともに、各施設が策定する防災計画について周知徹底に努める。

3. 防災訓練の実施

施設管理者は、施設職員及び入所者に対し、消防署や地域住民等との合同防災訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的を実施するように努める。

4. 地域との連携

施設管理者は、災害に伴う入所者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営及び入所者の生活の安定について協力が得られるよう、平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。また、市は、施設管理者が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

第2編 災害予防計画
第2章 市民の自主防災力の向上
第3節 災害時の要配慮者の安全確保

第3 外国人の安全対策

わが国の言語、風習等に不慣れな外国人の多くは、災害が発生した場合、的確な対応をとることが困難となることが懸念される。

市の「外国人の安全対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 外国人の所在把握	市民課（関係各課）
2. 防災知識の普及・啓発	危機管理課（消防本部、市民課、自治振興課）
3. 防災訓練の実施	危機管理課（消防本部、市民課、自治振興課）
4. 誘導標識、避難所案内板等の設置	危機管理課（消防本部、市民課、自治振興課）

1. 外国人の所在把握

市は、災害時の外国人への支援を迅速に進めるため、平常時から市内在住の外国人の所在の把握に努め、外国人支援体制の整備を図る。

2. 防災知識の普及・啓発

日本語に不慣れな外国人に対して、英語など他の言語の防災啓発パンフレットを作成・配布することにより災害対応力の向上を図る。

また、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報について、広報紙やガイドブック、インターネット通信等の媒体を利用した外国語による情報提供に努める。

3. 防災訓練の実施

危機管理課は、外国人の防災能力を向上させるため、総合防災訓練の参加を促すとともに、外国人を対象としたメニューを取り入れた防災訓練の実施に努める。

4. 誘導標識、避難所案内板等の設置

誘導標識、避難場所案内板等について、地図や外国語の併記に努める。また、案内板のデザインの統一化についても配慮する。

第4節 自主防災組織の整備

地域の自主防災力を強化するため、自主防災組織の結成及び育成・強化を積極的に展開し促進することが必要である。そこで、地域の自主防災力の向上を促すため、以下の対策の実施に努める。

市の「自主防災組織の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 自主防災組織設立の働きかけ	危機管理課（消防本部）
2. 蓮田市自主防災組織協議会の支援	危機管理課（消防本部）
3. 自主防災組織の活動支援	危機管理課（消防本部）
4. 自主防災組織への訓練実施の支援	危機管理課（消防本部）
5. 自主防災組織リーダー養成研修の実施	危機管理課（消防本部）

1. 自主防災組織設立の働きかけ

自主防災力を強化する方法として、各地域に自主防災組織の設立を図り、自主防災組織を通じて各種の対策を進めていくことが重要である。

市は、未設立地域における自主防災組織の組織化を働きかけ、組織化に際しては、女性の責任者を置くことなど、女性参画の促進に努める。

2. 蓮田市自主防災組織協議会の支援

自主防災組織が市内の各地区で設立されつつある中、相互の情報交換や連絡調整及び市との連絡調整を円滑に行うため、「蓮田市自主防災組織協議会」を支援する。

3. 自主防災組織の活動支援

災害時に初期消火活動、救出活動等が的確に実施できるよう、防災活動用資機材の整備を補助制度等により継続的に支援していく。また、自助・共助による地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るために、災害危険箇所や避難所等を記した防災地図や、地区防災計画の策定に努める。

☞【資料1. 3】『蓮田市自主防災組織育成補助金交付要綱』参照

4. 自主防災組織への訓練実施の支援

危機管理課は、総合防災訓練に自主防災組織による訓練の機会を提示し、参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行っている。

5. 自主防災組織リーダー養成研修の実施

自主防災組織の活動が活発に展開されるためには、各自主防災組織におけるリーダーの役割が重要となる。そこで、危機管理課は、消防本部と連携してリーダー育成のための教育カリキュラムを作成し、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できるリーダーの育成に努める。

第5節 災害ボランティア活動のための環境整備

大規模な災害が発生した場合に、埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク（以下「彩の国会議」という。）等の協力を得て迅速かつ効果的な災害応急活動を行うことができる体制を整備する。

なお、市の「災害ボランティア活動のための環境整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. ボランティア組織・団体に関する情報の把握	福祉課、自治振興課（危機管理課）
2. 専門職ボランティアの組織化	福祉課、自治振興課（危機管理課）
3. 災害時におけるボランティアの活動環境の整備	福祉課、自治振興課（危機管理課）
4. ボランティアコーディネーターの養成	福祉課、自治振興課（危機管理課）

1. ボランティア組織・団体に関する情報の把握

災害時には、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、市内で独自の救援活動を展開することが考えられる。

そのため、市は、災害時に援助の申し出があった場合、これら団体と円滑に連携できるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア関係機関等と連携し、日ごろからボランティア情報の共有化を促進する。

2. 専門職ボランティアの組織化

災害応急対策を迅速・的確に遂行するためには、専門能力を有するボランティアと効果的に連携する必要がある。

そのため、市は、市内在住の専門能力を有するボランティアを事前に組織化し、災害時に迅速・的確な協力が得られる体制づくりを進めていく。

また、体制づくりに合わせボランティア関係機関等との間に非常用通信ネットワークを構築するなど、日ごろからボランティア関係機関等とのネットワーク化を促進する。

■主な専門職ボランティア

- アマチュア無線技士
- 外国語堪能者
- 手話通訳者
- 点字通訳者
- 1級、2級建築士

3. 災害時におけるボランティアの活動環境の整備

大規模災害時には多くのボランティアが救援に駆けつけ、これらボランティアの活動により行政だけでは困難な状況を乗り越えることも少なくない。

そのため、市は、社会福祉協議会と連携して災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げ、参集したボランティアを円滑に受け入れるため、以下の事前対策を講じていく。

■災害ボランティアの活動環境の整備

- 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営マニュアルの作成
- 必要な資機材の備え（市内地図、ボード、机、椅子、自転車等）
- ボランティアのための宿泊場所や活動拠点の候補地を選定

4. ボランティアコーディネーターの養成

ボランティアの需給調整を円滑に行えるよう、県社会福祉協議会や日本赤十字社埼玉県支部等が開催する研修会等に積極的に参加する。その際、市内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。

第3章 被害を防止するための事業の推進

第1節 市の防災構造化

市の「都市の防災構造化」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 市街地の防災性の向上	都市計画課、産業団地整備課、西口再開発課
2. 公園・緑地の整備	みどり環境課
3. 道路、橋りょうの整備	道路課
4. 屋外落下物・障害物、ブロック塀対策	道路課、建築指導課、危機管理課（関係各課）
5. 公共建築物の安全化	施設管理者（危機管理課、庶務課）
6. 一般建築物の耐震性の向上	建築指導課（危機管理課）
7. 上水道・下水道施設の耐震性の向上	水道課、下水道課（危機管理課）
8. 電気、ガス、通信施設の耐震性の向上	各事業所、危機管理課
9. 文化財の防災対策	社会教育課

1. 市街地の防災性の向上

既成市街地において木造家屋が無秩序に密集している地域、公共施設が不足している地域等地震災害に対し構造的なもろさを持つ地域については、土地区画整理事業・市街地再開発事業の推進、地区計画の推進、防火地域及び準防火地域の指定等を実施し、不燃化の促進を図る必要がある。

市では、都市計画事業等を進めており、これにより道路や公園等の防災空間の確保を推進している。

今後も、国、県等の関係機関と連携をとり、地区計画の策定等を進めるとともに、防火地域及び準防火地域の指定等も進め、安全な街づくりを推進する。

2. 公園・緑地の整備

公園・緑地は、良好な風致、景観を備えた地域環境を形成する機能、住民のレクリエーションの場としての機能、環境を保全する場としての機能のほかに、震災時における避難救援活動の場所、さらには大火災の延焼を防止するための緩衝帯として防災上重要な役割を持っている。

市では街区公園 20 か所、近隣公園 3 か所、地区公園 2 か所を整備しているが、今後も防災面に十分配慮した公園・緑地の整備を進める。特に黒浜緑地については、木の本数も多く、倒木等の危険があるため、早急な整備が必要である。

なお、桜台防災広場や根金防災公園は、非常用トイレやかまどベンチを設置した避難場所として位置づけられている。

3. 道路、橋りょうの整備

道路及びそれにかかる橋りょうは、生活を支える根幹的な施設であり、震災時には避難、救援、消防等に係る輸送活動に重要な役割を果たすだけでなく、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等災害に強いまちづくりに資するところが大きい。

このことから、道路の整備にあたっては、国、県等の関係機関と連携をとり、幅員の確保、電線類の地中化、多重アクセスが可能なネットワーク化等防災面にも十分配慮した整備を進める。

市道に架かる橋りょうについては、点検を行い、支障箇所の修繕を実施し、橋りょうの長寿命化を計る。また、橋りょうの耐震化について、これまで5橋の耐震補強を終えており、残りの橋りょうについても、順次耐震化を進めていく。

4. 屋外落下物・障害物、ブロック塀対策

(1) ブロック塀・石塀等の重量転倒危険物対策

屋外の重量転倒危険物は、避難、消防、救援活動の障害になることから、以下の安全対策を進める。

① 実態調査、改修指導

道路課、建築指導課及び危機管理課は、ブロック塀等の実態調査を行い、危険度が高いと評価された塀等の所有者に対し、調査内容の通知と生け垣やフェンス等安全な工作物への転換を依頼する。調査は平成11年度防災アセスメント調査で作成された液状化危険度図の高い危険度の地域を中心に、通学路沿い、避難上必要な道路沿い、歩道沿いを中心に行う。

② ブロック塀・石塀の生け垣化、フェンス化の推進

道路課、建築指導課及び危機管理課は、危険なブロック塀、石塀等の改修に加え、可能な限り生け垣、フェンス化の推進を図る。生け垣化、フェンス化は、特に次の箇所について実施する。

■生け垣、フェンス設置箇所

- 通学路沿い
- 道路の幅を超える高さの塀等があるところ
- 車道と歩道の区別のある道路で、歩道の幅を超える高さのあるところ

③ 住民・事業者への知識・技術の周知

危機管理課は、住民や事業者に対して、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保等について、広報紙、チラシ、パンフレット等各種広報媒体を通じて啓発する。

(2) 屋外落下危険物対策

地震発生時には、以下のような屋外落下物により死傷者が発生するおそれがある。そのため、以下のような対策を行うものとする。

■地震時に予想される屋外落下物

- 窓ガラス（の飛散）
- 外装材（外壁タイル、モルタル等）
- ウインドクーラー
- 屋外広告物
- 高架水槽

第2編 災害予防計画
第3章 被害を防止するための事業の推進
第1節 市の防災構造化

■屋外落下物に対する対策

担当部署	対策内容
道路課 建築指導課	屋外広告物等の落下物については、市内にある3階以上の建物について調査し、改善の必要なものに関しては、その旨指導を行う。
関係各課	多数が集まる公共施設について、強化ガラスへの改修、飛散防止フィルムの貼付、物品等の倒壊防止、蛍光管の散乱防止等の施策を講ずる。
危機管理課	住民に対して、一般的な落下物対策を、各種広報媒体を通じてPRする。

5. 公共建築物の安全化

(1) 定期的な点検・補修の実施

市の公共施設については、施設管理者が定期的に点検を実施し（ブロック塀、屋外看板等を含む）、必要な箇所については補修等を施す。

☞【資料11.1】『公共施設一覧表』参照

(2) 危険要因の排除

各施設管理者は、ロッカー、キャビネット等の危険要因について定期的に点検を実施し、必要な箇所については、移動、補強、補修等を施す。

6. 一般建築物の耐震性の向上

(1) 定期的な点検等の奨励

一般の住宅等建築物の所有者に対して、広報紙やパンフレットの配布等により家屋、塀等の点検や補修を呼びかけ、被害の未然防止を図る。

(2) 耐震性の向上

市は、「蓮田市建築物耐震改修促進計画（令和3年3月）」を策定し、市内にある旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の基準）で建てられた住宅の耐震化を促進している。

① 簡便な耐震診断と補強方法の周知

住家の耐震性を把握しておくことは、地震に備えるために極めて有益である。そこで、専門的な知識がなくても、手順と記入上の注意を読めば診断できる簡便な耐震診断と補強方法を広報紙やパンフレットの配布等により市民に周知する。

② 耐震化対策に関する相談窓口の設置

市民、事業者が保有する建築物の耐震化対策を講じようとする場合、耐震診断、耐震化の手法等に関する情報が必要である。

そこで、耐震化対策に関する相談窓口を設け必要な情報の提供を行う。

(3) 家庭内における危険要因の排除の奨励

地震発生時には、屋内のタンス、食器棚、電灯その他の物品の倒壊や落下により死傷者が発生する可能性がある。こうした被害を未然に防ぐため、広報紙やパンフレットの配布等を通じて市民に対策の実施を呼びかける。

7. 上水道・下水道施設の耐震性の向上

(1) 上水道施設対策

大規模地震の発生では、水道管の破損や停電による送水不能など広範囲の断水が想定され、その場合の市民生活への影響は極めて大きい。

このため、災害発生時でも安全な水の供給が図れるよう、自家発電施設を備え浄水施設、配水施設の耐震化を進めている。また、給水車や応急給水用品を備蓄し、関係機関との連携による円滑な復旧活動ができる体制を確立する。

(2) 下水道施設・トイレ対策

① 下水道施設対策

下水道課は、地震災害の発生に備えて、下水道施設の被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能にするため、次の対策を講じる。

- 「下水道施設地震対策指針と解説（日本下水道協会）」に準じた適切な工法を採用し耐震性の向上に努める。
- 停電、断水等を考慮して設備の複数化の対策を図る。
- 既設管等の事前調査などにより、老朽管の取替え、接続部の改良補修及びクラックを生じた部分の改修を実施し、汚水排除の確保及び雨水氾濫防止に努めるとともに、下水道施設の安全化を推進する。
- 下水道台帳の複数保管、応急復旧機器の確保、資機材の備蓄を図る。

② トイレ対策

トイレについては公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすものであり、仮設トイレ等の設置や下水マンホール、既存浄化槽の利用等により、迅速に対応措置できるように資機材の備蓄を図る。

8. 電気、ガス、通信施設の耐震性の向上

危機管理課は、関係事業者と日頃から情報交換を図り、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

(1) 電気供給対策

大規模地震の発生では、電柱の倒壊、電線の切断等による停電及び通電直後に漏電やショートによる火災が発生し、倒壊をまぬがれた家屋が焼失する二次災害が予想される。

このため、電気供給事業者に供給施設の耐震化及び安全設備の整備を図り、災害発生時の漏電など二次災害の発生を防止するよう指導し、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

(2) ガス供給施設対策

大地震の発生では、ガスの漏えいにより誘爆や被害の拡大の可能性があるため、市民の生命や生活に重大な影響を及ぼすおそれがある。

このため、ガス供給事業者に供給施設の耐震化及び緊急遮断弁等の安全設備の整備を図り、災害発生時のガス漏れなど二次災害の発生を防止するよう指導し、情報提供等緊急時の連絡体制を確立する。

第2編 災害予防計画

第3章 被害を防止するための事業の推進

第1節 市の防災構造化

(3) 電気通信設備対策

東日本電信電話株式会社埼玉事業部は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平素から電気通信設備の耐震構造化等の防災対策を推進する。また、災害が発生した場合においては、埼玉県内のグループ会社を統制して対策組織を設置し、要員、資機材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と設備の早期復旧を図る。

9. 文化財の防災対策

社会教育課は、文化財を災害から保護するため、その管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な指導、助言等を行う。

(1) 文化財の現況

市内の国、県及び市の指定文化財は、資料編を参照のこと。

☞【資料11.2】『蓮田市文化財一覧表』参照

(2) 文化財の収蔵・保管体制の整備

大規模地震時には、神社及び文化財所有者の建築物の倒壊、展示施設の損壊が予想される。このため、次の予防策により文化財の災害予防を図る。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">➤ 収蔵・保管施設の耐震・免震化➤ 収蔵・展示・公開している文化財の転倒、落下防止対策等の強化 |
|--|

(3) 防火体制等の整備強化

文化財に対する災害は、そのほとんどが火災が原因であるのが現状である。文化財の防火対策を徹底するため、次の防火体制の整備・徹底を図る。

区分	内容
防火体制の整備	<ul style="list-style-type: none">➤ 防火管理体制の整備➤ 火気への厳重警戒と発生時の迅速な対応➤ 自衛消防と訓練の実施➤ 火災発生時における措置の徹底
防火施設等の整備強化	<ul style="list-style-type: none">➤ 警報設備（火災報知器、非常警報器等）の整備強化➤ 消防設備（消火器、消火栓、スプリンクラー、動力消防ポンプ、防火水槽等）の整備強化➤ 避雷装置、防火壁、防火扉、通路、火除地等の整備強化
災害発生時の緊急的保護体制づくり	<ul style="list-style-type: none">➤ 文化財所有者・保存団体等との連絡網の整備➤ 関係機関との連絡網の整備➤ 隣接する地方公共団体との支援体制づくり
その他の対策	<ul style="list-style-type: none">➤ 文化財に対する防災思想の普及徹底のための啓発活動➤ 管理・保護のための指導助言・訓練➤ 関係者（所有者、管理者）の研修

第2節 火災予防

市の「火災予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 市民への防火意識の啓発	消防本部
2. 住宅用防災機器の設置	消防本部
3. 出火防止対策の推進	消防本部

1. 市民への防火意識の啓発

災害時における出火要因として最も多いものは、ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具である。地震による出火を防止するために、火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かないこと等の火災予防に関する知識を市民に周知していく。

また、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、以下の内容について啓発し防火意識の高揚を図る。

(1) 各家庭での消火器設置の奨励

出火時の初期消火を迅速に行うため、各家庭における消火器の設置を促進する。

(2) 耐震安全装置付火気使用器具の使用促進

- ① 地震時出火防止装置付きの電気・ガス・石油等の火気器具の普及
- ② 通電時火災を防ぐための感震ブレーカーの設置

(3) 地震時火災の原因に対応した啓発

- ① ブレーカーを落としての避難：通電時火災防止
- ② 火気使用器具周辺の使用環境の整理整頓：落下物への着火防止
- ③ 家具の固定：消火活動を円滑にする上で有効

2. 住宅用防災機器の設置

住宅火災による被害を低減するため、すべての住宅に住宅用火災警報設備等の設置を促進し、その適正な管理の徹底を図る。

3. 出火防止対策の推進

(1) 化学薬品からの出火防止

学校や研究機関等で保有する化学薬品は、地震による落下や棚の転倒により容器が破損し、混合混触発火及び自然発火等の形で出火する危険性がある。

混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなど適切な管理を行う。引火性がある化学薬品は、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管し、化学薬品の容器や棚の転倒防止措置の徹底を図る。

第2編 災害予防計画

第3章 被害を防止するための事業の推進

第2節 火災予防

(2) 予防査察の実施

消防本部は、防火対象物及び危険物施設等に対して立入検査を実施し、火災予防上の不備
欠陥事項については是正指導を行う。

(3) 予防広報

消防本部は、小・中学校の児童、生徒に対し防火講演等を実施し、予防思想の普及に努め
る。また、事業所等の防火管理者、危険物取扱者等に対して特別講習会等を実施し、事業所
が一体となって維持管理、安全管理等が実施できるように指導する。

また、住民に対して住宅防火を呼びかけ、家庭内からの出火防止、初期消火及び安全避難
等について指導する。

第3節 危険物施設等災害予防

軟弱地盤地域の危険物取扱施設は、液状化のため損傷（燃料タンク等の傾斜など）を受けるおそれがあり、損傷を受けた燃料タンクからの燃料漏れは、大きな災害を誘発させる要因になる。したがって、消防署が消防法（昭和23年法律第186号）及び関係法令に基づき、施設の耐震性、危険物の安全管理等について適切な指導を行う。また、市民の安全を図るため、危険物の現状と被害状況を迅速に把握する体制を確立する。危険物取扱施設関係の火災予防に関しては、安全管理及び立入検査を行い、保安上の責任と事故防止の指導に努める。先端技術産業等で使用される新たな危険物等の出現、流通形態等の変容及び危険物施設等の大規模化、多様化あるいは複雑化に備え安全対策に努める。

市の「危険物施設等災害予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 危険物施設の安全化の推進指導	消防本部
2. 保安教育・訓練の実施	消防本部
3. 自衛消防組織の設立及び指導	消防本部

1. 危険物施設の安全化の推進指導

地震時の火災及び危険物の大量流出を防ぐため、施設の管理状況（転倒・倒壊対策状況、消防設備の整備状況等）を調査し、これに基づき必要な指導、助言等を行う。

また、危険物施設を管理する事業者は、地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

2. 保安教育・訓練の実施

各事業主及び危険物取扱者に対して研修会等を行い、火災予防思想の普及を実施する。

また、事業所内での防災訓練の実施を促すとともに、訓練内容（初期消火、避難等）及び訓練結果に対して適切な指導、助言を行う。

3. 自衛消防組織の設立及び指導

危険物施設を取り扱う事業所については、自衛消防組織の設立を促すとともに、災害時において迅速・的確な活動が行えるよう指導する。また、地域の自主防災組織等とも密接な連携をとり、地域の安全に積極的に寄与するよう働きかける。

第2編 災害予防計画
第3章 被害を防止するための事業の推進
第4節 浸水災害の予防

第4節 浸水災害の予防

浸水災害の予防のため治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置及び流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及や強制排水対策等の総合的な治水対策が必要である。

市の「浸水災害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 治水対策	道路課、下水道課、危機管理課
2. 道路、橋りょうの維持補修	道路課
3. 水防用資機材の整備	道路課、消防本部
4. 水防訓練の実施	道路課、消防本部
5. 強制排水対策	道路課、農政課、農業委員会事務局、消防本部

1. 治水対策

(1) 治水整備の推進

中川・綾瀬川の流域について、流域対策とあわせて時間雨量 50 mm程度の降雨に対する治水上の安全を早急に確保する。

そのため、元荒川及び綾瀬川の河川改修、護岸整備、堆積した土砂の浚渫を進めるとともに、準用河川、排水路及び遊水池の整備を図る。

(2) 流域対策の徹底

市街化調整区域の保持や、流域の適切な土地利用への誘導をはじめ、雨量の流出抑制対策、内水排除施設の整備などの対策を、地域区分に応じて中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会と協議の上実施する。

(3) 水防法に基づく浸水想定区域の指定等

① 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第 14 条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等が公表されるとともに、関係市町村長へ通知される。

現在、本市について指定・公表されている洪水浸水想定区域は、「第1編 第3章 第2節 浸水想定」(p21) に示すとおりである。

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

② 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市防災会議は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域に対して、次に掲げる事項について定める。

- ア 洪水予報等の伝達方法
- イ 避難場所その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- エ 浸水想定区域内（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
 - (ア)要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - (イ)大規模な工場その他の施設（(ア)に掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。）
- オ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市防災会議は、市地域防災計画に上記エに掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、市地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記エの施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

<要配慮者利用施設>

- 国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。
- 計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施及び市町村長への報告（義務）
- 自衛水防組織の設置（努力義務）

<大規模工場等>

- 国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）。
- 計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
- 自衛水防組織の設置（努力義務）
- 計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市への報告（義務）

(4) 内水対策

市は、近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、市内の浸水被害を軽減するため、県と連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるよう、事業間の調整を行うことを目的として、平成26年5月20日に「河川・下水道事業調整協議会」を設置している。

協議会では、(1) 浸水被害の状況及び要因の把握、(2) 浸水被害軽減に向けた連携方策の検討、(3) 事業実施計画の調整や事業進捗の調整等、(4) その他、協議会が必要と認めた事項などを検討する。

なお、協議会は、埼玉県の県土整備部河川砂防課、同杉戸県土整備事務所、同総合治水事務所、同下水道局下水道事業課、蓮田市の都市整備部道路課、総合政策部危機管理課、上下

第2編 災害予防計画

第3章 被害を防止するための事業の推進

第4節 浸水災害の予防

水道部下水道課で構成されている。

☞【資料1. 8】『河川・下水道事業調整協議会設置要綱』参照

① 下水道等の整備推進

下水道の基本的な役割の一つとして、雨水の排除による浸水の防除がある。

市は、下水道の雨水管渠や貯留施設の整備を推進する。

② 排水設備等の整備推進

市は、冠水発生箇所の原因調査を行い、水路及び雨水管、調整池の改修等、水害対策の検討を進めていく。

③ 洪水（内水）ハザードマップの作成

市は、被害の軽減を図るため、洪水や大雨による浸水（内水氾濫）の被害が想定される区域や避難場所等に関する情報を示した洪水（内水）ハザードマップを作成し、住民に情報提供を行う。

市は、洪水（内水）ハザードマップの作成に際しては、国及び県に対して必要なデータの提供を求める。

2. 道路、橋りょうの維持補修

（1）道路の維持補修

市は、防災対策に果たす道路の重要性を考え、資材、人員、機械等を最大限に活用して、道路の維持補修に努める。

（2）橋りょうの維持補修

市内にある鉄道路線、高速道路や元荒川、見沼代用水などの河川を横断する橋りょうについて、必要に応じて補強工事を行い、橋りょうの維持補修に努める。

3. 水防用資機材の整備

市は、水防活動に必要な水防用資機材を整備し、その維持、管理に努める。

4. 水防訓練の実施

市は、水防技能の習熟、水防関係機関、市民との連携強化及び水防思想の普及啓発のため、水防訓練の効果的な実施方法の検討及び実施に努める。

5. 強制排水対策

市は、冠水発生を防止するため固定排水ポンプを設置している。更に、強制排水機能に不足が生じる場合は、排水機能の強化等の検討を進めていく。

第5節 雪害の予防

県内では、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となり、市でも、ビニールハウスに被害が発生するなど、これまでになかった雪害の発生が見られた。

市の「雪害の予防」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 情報通信体制の充実強化	危機管理課、消防本部
2. 道路交通対策	道路課
3. 鉄道等交通対策	都市計画課
4. 農業に係る雪害予防	農政課、農業委員会事務局

1. 情報通信体制の充実強化

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、市民の適切な対処を促す。

■気象情報等の収集・伝達体制の整備

- 市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。
- 熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、県や市町村に伝達する体制整備に努める。

2. 道路交通対策

道路管理者は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

■道路交通の確保

- 道路管理者は、除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤など必要な資機材を確保する。

3. 鉄道等交通対策

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、市等と連携しながら広く市民等に周知する。

4. 農業に係る雪害予防

市は県と連携し、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

■農産物等への被害軽減対策

- 積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第6節 竜巻等の突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風について、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

市の「竜巻等の突風対策」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及	危機管理課、学校教育課、各小・中学校（消防本部）
2. 竜巻注意情報等気象情報の普及	危機管理課（消防本部）
3. 被害予防対策	危機管理課、消防本部、農政課、農業委員会事務局、教育総務課、学校教育課
4. 竜巻等突風対処体制の確立	危機管理課、消防本部
5. 情報収集・伝達体制の整備	危機管理課（消防本部）
6. 適切な対処方法の普及	危機管理課（消防本部）

☞【資料11.4】『竜巻予報の概要』参照

1. 竜巻等の突風発生、対処に関する知識の普及

竜巻等の突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

市は、竜巻等の突風発生メカニズムや対処方法について、気象庁や県などが作成した資料を用いて、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

また、各小・中学校では、児童・生徒に竜巻等の突風発生メカニズムを理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てるとともに竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。

《参考》

◆「突風の種類」

気象庁の「竜巻等の突風データベース」では、突風を以下の種類に分類している。

- 竜巻
- ダウンバースト（マイクロバーストも含む）
- ガストフロント
- じん旋風（つむじ風を含む）
- その他（現象が特定できない突風）

2. 竜巻注意情報等気象情報の普及

熊谷地方気象台は、県及び市町村と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、県民への普及啓発を行う。

市は、竜巻注意情報及び竜巻発生確度ナウキャストの的中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

《参考》

◆「竜巻発生確度ナウキャスト」について

竜巻等の突風は、規模が小さく、レーダー等の観測機器で直接捉えることができない。そこで気象ドップラーレーダー等から「竜巻が今にも発生する（または発生している）可能性の程度」を推定し、これを発生確度で表す。竜巻発生確度ナウキャストは、竜巻の発生確度を10km格子単位で解析し、その1時間（10～60分先）までの予測を行うもので、10分ごとに更新する。

3. 被害予防対策

竜巻等の突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生可能性があることから、広く市民に対して被害の予防対策の普及を図る。

市などが実施する予防対策の内容を以下に示す。

■竜巻等の被害に対する予防対策

- 竜巻等の突風被害の予防対策の普及（市）
- 低コスト耐気候性ハウス等の導入などの農作物における耐風対策（市）
- ガラス飛散防止フィルム等による窓ガラスの破損防止（市民等）
- 屋内における退避場所の確保（市民等）
- 竜巻等の突風による脱線事故の防止対策の推進（鉄道事業者）
- ガラス飛散防止対策（学校等）

4. 竜巻等突風対処体制の確立

竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立つ。そのため、市は、竜巻等の突風の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻等の突風発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

竜巻等の突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立つ。

（1）住民への伝達体制

防災行政無線、安心安全メールなど住民への多様な伝達体制を整備する。

（2）目撃情報の活用

県及び防災関係機関からの情報伝達に加え、市民により発信される SNS 情報など、竜巻等の突風の目撃情報を組織的に収集・分析し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等の突風の迅速な捕捉を検討する。

6. 適切な対処方法の普及

竜巻等の突風への具体的な対処方法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

第2編 災害予防計画
 第3章 被害を防止するための事業の推進
 第6節 竜巻等の突風対策

具体的な対処方法は、以下のとおりとする。

■竜巻等の突風から命を守るための対処法

- 頑丈な建物へ避難する。
- 窓ガラスから離れる。
- 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む。
- 避難時は飛来物に注意する。

■具体的な対応例（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

「竜巻注意情報発表時」「積乱雲の近づく兆しを察知したとき」「竜巻の接近を認知したとき」には、以下に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的变化	対処行動例
竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ➤ 竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ➤ 安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 野外の場合、頑丈な建物など安全な場所へ移動する。 ➤ 屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音） ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	<p>竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。</p> <p><屋内></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 窓から離れる。 ➤ 窓の無い部屋等へ移動する。 ➤ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ➤ 地下室か最下階へ移動する。 ➤ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p><屋外></p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 近くの頑丈な建物へ移動する。 ➤ 頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる。 ➤ 強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうづくまる。

資料) 気象庁資料をもとに作成

第4章 市の防災力の強化

第1節 活動体制の強化

第1 防災活動拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていること、及びそれぞれの防災活動拠点が有機的に結びついていることが必要である。

このため、応急対策のみならず、平常時の予防対策にも活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

「防災活動拠点の整備」は、次の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 防災拠点のネットワーク化	危機管理課、関係各課
2. 防災拠点施設の整備	危機管理課、関係各課

1. 防災拠点のネットワーク化

防災拠点は、平常時には公共施設として、災害が発生した場合には、直ちに職員の活動拠点及び災害情報の収集・伝達場所、市民の指定避難所、負傷者の救護場所として利用される。

これらの防災拠点は、地域の社会的特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通便利性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、市全体から見て適切な配置となるように、計画的に配置、整備する必要がある。

また、大規模災害時にはその地区の防災拠点が損壊して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

そのため、市は、大規模災害時の応急対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、防災拠点のネットワーク化を推進する。

2. 防災拠点施設の整備

大規模災害時の応急対策を円滑に実施するためには、防災拠点施設に応急対策に必要となる機能ができる限り集約されていることが重要であり、物、人及び情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。

市全体の防災活動の中心となる防災中枢拠点、防災中枢拠点と連携して救急救護及び消火活動を担う消防活動拠点、避難拠点や物資集積拠点等を次に示す。

なお、防災拠点においては、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた非常用通信手段の通信確保を図るものとする。

第2編 災害予防計画
 第4章 市の防災力の強化
 第1節 活動体制の強化

■市の防災拠点

拠点の区分	防災上の役割	拠点となる施設
防災中枢拠点	災害対策本部を設置し、市内各地区及び防災関係機関等からの災害情報を集約し、活動方針を定め、応急活動を実施する。 市の総合窓口として県及び防災関係機関、自衛隊等との連絡調整を行う。	災害対策本部:市役所本庁舎 201 会議室 市役所が被災した場合の候補 第1候補:消防本部庁舎 第2候補:被災のない公共施設
情報収集拠点	災害対策本部活動方針決定のための市内各地区における情報収集	市内小学校 8 校及び中学校 5 校 対象地区は学区を基本単位とする
消防活動拠点	火災の消火活動を行う 傷病者の救急・救護活動を行う	蓮田市消防本部、南分署
医療救護拠点	負傷者の救護活動等を行う拠点	医療救護所設置場所:指定避難所(小学校 8 校)
自衛隊活動拠点	災害派遣された自衛隊が、各種災害対策活動を行う際の活動拠点	県立蓮田松韻高等学校 蓮田市総合市民体育館 多目的グラウンド
避難拠点	避難施設として、被災者が中長期の避難生活を営む。 被災者のため食料、飲料水及び生活必需品等の配給を行う。	指定避難所:25 箇所 指定緊急避難場所:27 箇所 福祉避難所:5 箇所
物資集積拠点	救援物資の集積場所	※蓮田市総合市民体育館
緊急輸送拠点	ヘリコプターによる緊急輸送	緊急時ヘリコプター離発着場:4 箇所

※施設(建設予定の附属施設を含む)は、指定避難所を兼ねる。

☞【資料7. 1】『緊急時ヘリコプター離発着場』参照

第2 災害対策本部活動体制の充実

市の「災害対策本部活動体制の充実」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 職員の役割の周知徹底	危機管理課、政策調整課
2. 執務環境の整備	危機管理課、政策調整課 財政課、契約検査課、庶務課
3. 庁舎点検マニュアル、来庁者安全確保マニュアルの作成及び習熟	庶務課
4. 応援機関の受入体制の整備	危機管理課

1. 職員の役割の周知徹底

災害が発生した場合、市職員はその最前線で防災対策にあたることになる。

そのため、動員基準、伝達系統及び各課の分担業務について周知徹底を図る。

2. 執務環境の整備

(1) 災害対策本部の代替施設の整備

庁舎が被害を受け執務ができなくなった場合、蓮田市消防本部を第一代替施設とすることとし、災害対策本部としての機能の充実を図る。

(2) 総合政策部室の整備

情報の集約の場となる総合政策部室を指定するとともに、ボード、地図、電話回線等の必要品を備えておく。

(3) 代替機能の確保

発災時における庁舎の停電、断水等に備え、非常用電源、簡易トイレ等の代替手段を充実させる。

(4) 災害対策要員（職員）用食料、水、備品の備え

発災時において、職員が迅速に執務を執行できるよう、食料、飲料水、備品（必要な生活物資）を最低3日分（できれば1週間）程度備えておく。

3. 庁舎点検マニュアル、来庁者安全確保マニュアルの作成及び習熟

庶務課は、発災直後に庁舎が通常どおり使用できるかを迅速に判断できるよう、庁舎点検マニュアルに習熟しておく。また、勤務時間内に発生した災害では、来庁者がいることが想定されるため、来庁者の安全確保を迅速・的確に行うためのマニュアルを作成する。

4. 応援機関の受入体制の整備

市は、以下に示す応援受入に対する体制を整備するとともに、広域応援計画の策定に努めるものとする。

また、防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ事前協議を行い、要請手続、要請内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。

- 専門的技術職員による相互応援体制の整備
- 国及び県などの応援受入体制の整備
- 公共的団体からの応援受入体制の整備

(1) 専門的技術職員による相互応援体制の整備

市は、他の地方公共団体における専門的技術及び知識を有する職員を受け入れるための体制を確立する。

■ 応援活動の種類と機関

- 災害救助に関連する業務（例：消防、警察、自衛隊の輸送手段、交通路の提供、確保等）
- 医療応援に関連する業務（例：医療救護班、ヘリコプター、ヘリポートの提供等）

第2編 災害予防計画
第4章 市の防災力の強化
第1節 活動体制の強化

- 被災生活の支援等に関連する業務（例：物資の応援、応急危険度判定、心のケア等）
- 災害復旧・復興に関連する業務（例：被災者の一時受入、職員の派遣（事務の補助））

■ 受入体制の整備

- 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備する。
- 庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースを確保する。
- 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制を整備する。
- 他の地方公共団体と緊急輸送路、備蓄状況などの情報を共有する。
- 他の地方公共団体と連携した防災訓練を実施する。

(2) 国及び県などの応援受入体制の整備

市は、国及び県などの応援受入れに際して災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

■ 受入体制の整備

- 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。
- 応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を選定するとともに、拠点の運営体制を整備する。
- 長期間の救援活動を想定して宿泊施設や炊事施設を考慮するとともに、輸送・交通アクセスの便も考慮する。

(3) 公共的団体からの応援受入体制の整備

市は、公共的団体（「第1編 第4章 第2節 第6 その他の関係機関・団体」（p36）参照）の防災に関する組織の充実を図るため支援、指導し、相互の連絡を密にし、災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

そのため、その区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して、応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

第3 災害対策連絡会議の設置

市の「災害対策連絡会議の設置」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 災害対策連絡会議の設置	危機管理課

1. 災害対策連絡会議の設置

市内の公共的団体等と市が一体となって災害対策を推進できるよう、市防災会議の下に災害対策連絡会議を設置する。災害対策連絡会議では、災害対策に関する情報交換及び意見交換を行う。

第4 応援協定の充実

市の「応援協定の充実」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 自治体相互の応援協定の充実	危機管理課
2. 民間事業者・団体との応援協定の充実	危機管理課

1. 自治体相互の応援協定の充実

大規模な災害が発生した場合、市のみで応急対策活動を完遂することが困難な状況が想定されるため、市は、他市町村との相互応援協定を結び災害時の救援活動体制の充実を図る。

ただし、東日本大震災でも見られたように、大規模災害時には市だけでなく近隣市町村でも同様に救援活動が困難な状況になると考えられるため、県内の隣接しない市町村もしくは遠隔都市との相互応援協定（災害時における姉妹都市等の応援協定など）の締結を図るとともに、災害発生時における膨大な業務を処理するため、災害対応経験のある自治体の職員が持つノウハウを活用する視点も含めた協定の締結を図る。

なお、市は、他市町村との相互応援協定締結の一環として、長野県松川町及び東京都北区と災害時相互応援協定を締結している。

2. 民間事業者・団体との応援協定の充実

災害時においては、市職員だけで、救出・救助、食料・生活物資供給、輸送等の救援活動に対応するのは困難であるため、あらかじめ民間事業者・団体との応援協定を結び、迅速・的確な救援活動体制を図る。

第5 情報通信手段の充実

市の「情報通信手段の充実」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 災害時優先電話の配備の推進	危機管理課、庶務課
2. 特設公衆電話の設置	危機管理課、庶務課
3. 防災行政無線の整備・強化	危機管理課
4. インターネット環境の整備	危機管理課、広報広聴課、デジタル推進課
5. 安心安全メールの運用	危機管理課
6. 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用	危機管理課
7. 各種通信設備の使用マニュアルの作成	危機管理課

1. 災害時優先電話の配備の推進

災害時に迅速かつ正確な情報の収集・伝達を図るため、災害時優先電話の指定についてNTTと協議し、緊急連絡体制の整備・充実を図る。

第2編 災害予防計画
第4章 市の防災力の強化
第1節 活動体制の強化

2. 特設公衆電話の設置

災害時の情報連絡体制を整備する目的で、N T Tにより、指定避難所等に特設電話回線が設置されている。

3. 防災行政無線の整備・強化

市の防災行政無線は、市役所に親局、市内各地に屋外拡声子局を62局、消防本部に遠隔制御装置を設置している。さらに災害時の効果的な情報伝達体制を確立するため、避難所となる市内のすべての小・中学校に移動系無線を設置している。今後も防災拠点等との連絡網の整備、固定及び基地局又は移動局の充実を図る。

☞【資料4. 3】『蓮田市防災行政無線（移動系）一覧表』参照

☞【資料4. 4】『蓮田市屋外拡声受信子局一覧表』参照

4. インターネット環境の整備

防災関係機関・団体、避難所等の相互において情報を共有し、迅速な意志決定を行うため、市ホームページの災害情報欄の整備やツイッターなど、インターネット環境を整備する。

市では、防災行政無線のデジタル化に伴い、市ホームページに過去180日分の放送内容を掲載している。

なお、公式ツイッターについては、広報広聴課による情報発信が行われている。

5. 安心安全メールの運用

市は、スマートフォンや携帯電話のメールを利用して、防災行政無線で放送した内容（防災・防犯・イベント情報）をメール配信する安心安全メールの運用や、テレビ埼玉を利用したデータ放送の運用を開始している。

6. 全国瞬時警報システム（J-A L E R T）の運用

市は、消防庁からの災害に関する情報を瞬時に市民へ提供できるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）を運用している。

7. 各種通信設備の使用マニュアルの作成

災害時において、各種通信設備（特に防災行政無線）を迅速・的確に使用するため、平常時から使用マニュアルを作成し、通信設備の使用方法の習熟を図る。

第6 職員の防災力の向上

市の「職員の防災力の向上」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 防災研修の実施	危機管理課、各課
2. 職員の家庭における安全対策の徹底	危機管理課
3. 職員の初動活動マニュアル及び各専門活動マニュアルの作成	危機管理課、関係各課

1. 防災研修の実施

災害時における適切な判断力を養成し、自発的に責任を持って行動できるように、職員に対して以下の防災研修を実施する。

(1) 職員への研修

市は、防災訓練等にあわせて以下の項目について研修会等を通じて教育を行う。

なお、災害時の担当職務が平常時の担当職務と異なるとき、定期的に実技修得演習を実施する。

市は、災害応急対策業務に従事する又は従事する可能性がある職員に対し、災害対応能力の向上を目的とした各種研修を実施する。研修の企画にあたっては、必要に応じ、男女共同参画、要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

- 地震、風水害等の防災に関する基礎知識
- 蓮田市地域防災計画の内容と市が実施している防災対策
- 地震等の災害が発生した場合、具体的にとるべき行動に関する知識（※）
- 職員等が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）（※）
- 埼玉県地震被害想定調査の内容
- 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき措置
- 家庭の地震等の防災対策と自主防災組織の育成強化対策
- 地震等の防災対策の課題その他必要な事項

上記のうち、※については、年度当初に所属職員に対し十分に周知するものとし、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

(2) その他の研修、講習会

危機管理課は、必要に応じて研修、講習会を実施するとともに、県又は防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

2. 職員の家庭における安全対策の徹底

家庭における安全対策が不十分であると、職員自身の負傷、家族の負傷などにより職員としての防災活動の実施が困難になる。

そのため、職員の家庭における家屋の保守点検、非常持ち出し品の用意などの安全対策が徹底されるよう、定期的に職員に対策の実施を促す。

第2編 災害予防計画
第4章 市の防災力の強化
第1節 活動体制の強化

3. 職員の初動活動マニュアル及び各専門活動マニュアルの作成

危機管理課は、発災に際して職員が迅速に初動活動を実施できるよう、あらかじめ動員配備基準や職員の参集方法を記した初動活動マニュアルを作成しておく。

また、部署ごとに行う各種応急対策活動についても有事の際に迅速に対応できるよう、活動マニュアルを作成しておく。

第2節 緊急対応活動のための準備

第1 災害情報の収集・伝達体制の整備

市の「災害情報の収集・伝達体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 人的被害・住家被害に関する情報収集体制の整備	危機管理課 現場情報班に属する職員
2. 被害情報等の収集・伝達マニュアルの作成	危機管理課（関係各課）
3. 情報収集・伝達に関する個別訓練	現場情報班に属する職員、 税務課、収納課（危機管理課）

1. 人的被害・住家被害に関する情報収集体制の整備

発災時における人的被害・住家被害の収集については、「現場情報班」が実施する。

そのため、市は、あらかじめ小学校区ごとに現場情報班員を選定する。選定に際しては、原則として担当地区に在住している職員を選ぶとともに、地区ごとに「現場情報班」のリーダーを選任する。

なお、情報収集に当たっては、ドローンによる被害状況調査やウェアラブルカメラ等の映像による災害情報の共有・分析等、新技術の導入・活用について検討するものとする。

2. 被害情報等の収集・伝達マニュアルの作成

市は、「現場情報班」が発災時に迅速・的確に人的被害・住家被害（住家被害調査（り災世帯調査）も含む）の情報収集活動が行えるよう、平常時から被害情報等の収集・伝達マニュアルを作成しておく。

また、危機管理課は、福祉担当部署と協力し高齢者、障がい者、外国人、乳幼児などの要配慮者の避難支援に関し、関係機関との連携、情報伝達体制の整備、要配慮者情報の共有を図り、適切な避難情報の発令により、住民の迅速・円滑な避難を実現するため、避難支援プラン（個別避難計画）の策定にあわせて情報伝達マニュアルを作成しておく。

3. 情報収集・伝達に関する個別訓練

現場情報班の職員及び災害情報を取りまとめる税務課及び収納課職員は、「2. 被害情報等の収集・伝達マニュアルの作成」をもとに、災害情報の収集・伝達訓練を実施し収集・伝達に習熟する。

なお、訓練において問題点・課題を見いだした場合はマニュアル等を改善し防災対策の充実に結びつける。

第2編 災害予防計画
第4章 市の防災力の強化
第2節 緊急対応活動のための準備

第2 消防活動体制の整備

市の「消防活動体制の整備」は、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 消防力・消防水利の強化	消防本部、危機管理課
2. 初期消火体制等の強化	消防本部、危機管理課
3. 消防救急デジタル無線の整備・強化	消防本部

1. 消防力・消防水利の強化

「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」に基づき、消防施設（消防車両を含む）、消防水利等の整備の充実を図る。また、消防自動車、防火水槽等の性能点検を実施し、常にその性能の維持向上を図り、災害時にこれらが適切に機能するよう努める。

(1) 消防体制の充実

① 消防職員及び消防団員の非常招集体制の確立

消防本部は、消防職員及び消防団員の非常招集体制を確立する。

② 消防団の育成

消防団は、常備消防の活動を補佐し、地域の実情に応じて適切に活動することが期待されている。市は、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、実戦的な教育訓練を実施するとともに、市民への防災指導に努める。また、消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成、地域との連携による消防団のイメージアップを図ることにより、青年層・女性層の団員の参加促進、分団制度の活用等消防団の活性化とその育成を進める。

③ 消防資機材の整備

消防署は、通常火災に対する資機材を整備しており、今後は、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。

今後も常備消防と非常備消防の連携強化を図る。

(2) 消防水利及び進入路の確保

① 消火栓が使えない場合の対策

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域、避難所周辺等を中心に、耐震性のある防火水槽の整備を推進するほか、ビルの保有水の活用、河川及びプール等の水利の確保をより一層推進していく。

② 地域の状況に対応した消防水利の配置

消火栓や防火水槽などの消防水利施設は、市街地など地域の状況を勘案して配置する。

③ 住宅密集地の道路状況の把握・拡幅や隅切り等による進入路の整備

非常時に消防車両等のアクセスが迅速にできるように、住宅密集地の道路状況の把握に努めるとともに、拡幅や隅切り等による進入路の整備に努める。

(3) 協力応援体制の確立

① 他の消防機関の応援受入れ及び円滑に活動するために必要な支援

市は、市の有する消防力だけでは対応できない場合を想定し、埼玉県下消防相互応援協定を締結している。市は、他の消防機関の応援受入れのための体制を整備しておくものとする。

② 自主防災組織の育成と活性化

消防活動にあたっては、消防団はもとより自主防災組織の協力が重要となる。そのため、日頃から、その協力方法・体制について協議し、整備しておくものとする。

2. 初期消火体制等の強化

(1) 市民の初期消火力の強化

大規模地震では同時多発火災の発生が予想され、消防本部の消防力にも限界がある。そのため、「消防本部」は、自主防災組織を中心に、近隣住民の協力による消火器、バケツリレー消火等の初期消火や応急手当による応急救護、簡易救助資器材を使った救助が一体的かつ組織的に活動できるよう、地域の初期消火、応急救護、救助体制の充実を図る。

(2) 事業所の初期消火力の強化

「消防本部」は、市内の事業所に対して、地震発生直後の初期消火等に対応できるよう初期消火器具等の整備、強化を指導し、自衛消防体制の確立、強化を図るよう指導する。

(3) 市民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育や防災訓練を行い、市民の防災意識と行動力を高めていくとともに、家庭、自主防災組織、事業所等の協力及び連携を促進し、地域における総合防災体制の強化を図る。

3. 消防救急デジタル無線の整備・強化

市は、情報通信手段である消防救急デジタル無線の整備・強化を行い、適切な情報通信体制を確立させ、円滑な通信業務の充実を図る。

第3 救出救助、救急体制の整備

市の「救出救助、救急体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 救出隊の整備	消防本部
2. 救出用資機材の整備	消防本部（道路課）
3. 応急手当法の普及啓発	消防本部
4. トリアージの習熟	消防本部（健康増進課）

1. 救出隊の整備

災害発生後の初期においては、消防職員及び消防団員（2～3人）、自主防災組織・住民（7～8人）で1班10人程度の救出隊を編成し、対応することになる。そのため、発災時に円滑な救出隊の設置・編成が可能なように、平常時から救出隊の編成方法等について検討する。

☞『第3編 第1部 第3章 第6節 救出・救助、救急』（p197）参照

2. 救出用資機材の整備

多数の発生が予想される救出事案に迅速・的確に対応するため、救出用資機材を計画的に整備するとともに、重機等については市内の建設業者の所有する機材を借り上げるなど協力体制を確立する。

☞【資料2. 1-7】『災害時における優先協力要請に関する協定』参照

☞【資料2. 1-16】『災害時におけるインフラ等の応急対策業務に関する協定』参照

3. 応急手当法の普及啓発

適切な応急手当を負傷者や急病人に施すことは、その生命や身体を守るために極めて重要である。そこで、消防本部は市内在住または在勤者を対象に普通救命講習や応急手当講習会を開催して、できるだけ多くの市民が応急手当法を習熟できるよう努める。

4. トリアージの習熟

同時に多数の負傷者が発生した現場については、消防本部は医療機関等と連携しながら負傷者のトリアージを行うこととなる。そのため、平常時から蓮田市医師会等の協力を得ながら、トリアージの訓練・研修により要員の育成・強化を図る。

《参考》

◆「トリアージ」について

多数の負傷者が発生した場合に、負傷者を緊急度と重症度により選別し、治療及び搬送の優先度を定める技術をいう。少数の医療スタッフ、限られた医療資源を活用し、救命可能な患者をまず選定して治療することを目的とする。

☞【資料6. 1】『トリアージタッグ』参照

第4 医療救護体制の整備

本市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、最大で死者が48人、負傷者449人（うち重傷者数61人）と、大きな人的被害の発生が予想されている。市は、これら多数の負傷者に対し迅速かつ的確に医療救護を実施しなければならない。

市の「医療救護体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 防災医療システムの整備	健康増進課（危機管理課）
2. 初動医療体制の整備	健康増進課
3. 後方医療体制の整備	健康増進課（危機管理課）
4. 要配慮者に対する医療対策	健康増進課、福祉課、長寿支援課、在宅医療介護課
5. 医薬品等の確保	危機管理課、健康増進課

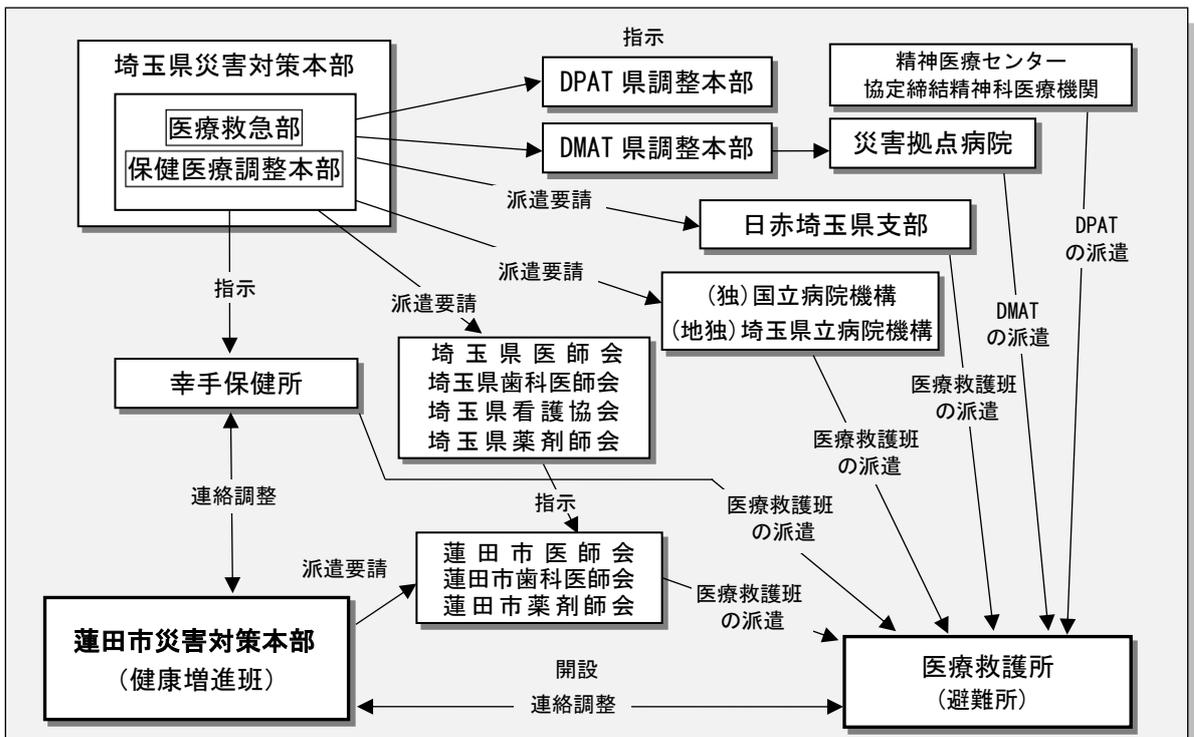
1. 防災医療システムの整備

大規模災害時における市災害対策本部、医療救護所、救急医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため、医療情報の連絡体制の整備を図る。

☞【資料6. 2】『救急病院・救急診療所一覧（幸手保健所管内）』参照

(1) 医療情報ネットワークの構築

市災害対策本部、医療救護所、防災関係機関は、医療情報を迅速に収集・伝達・共有できるよう情報ネットワークの構築に努める。



参考）「埼玉県地域防災計画」（令和3年3月 埼玉県防災会議）

第2編 災害予防計画
 第4章 市の防災力の強化
 第2節 緊急対応活動のための準備

(2) 通信機器の整備

大規模災害時に、医療情報を医療救護所及び救急医療機関に対して迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

(3) 蓮田市医師会、蓮田市歯科医師会、蓮田市薬剤師会との協力

市は、蓮田市医師会、蓮田市歯科医師会、蓮田市薬剤師会及び岩槻警察署と「蓮田市地域安全に関する協定」を締結している。

この協定は、相互に連携して効果的な地域安全活動を推進し、安全で安心な市民生活の実現を図ることを目的としているが、災害時における協定の締結についても推進する。

☞【資料2. 1-5】『災害救助に必要となる医薬品等の調達に関する協定』参照

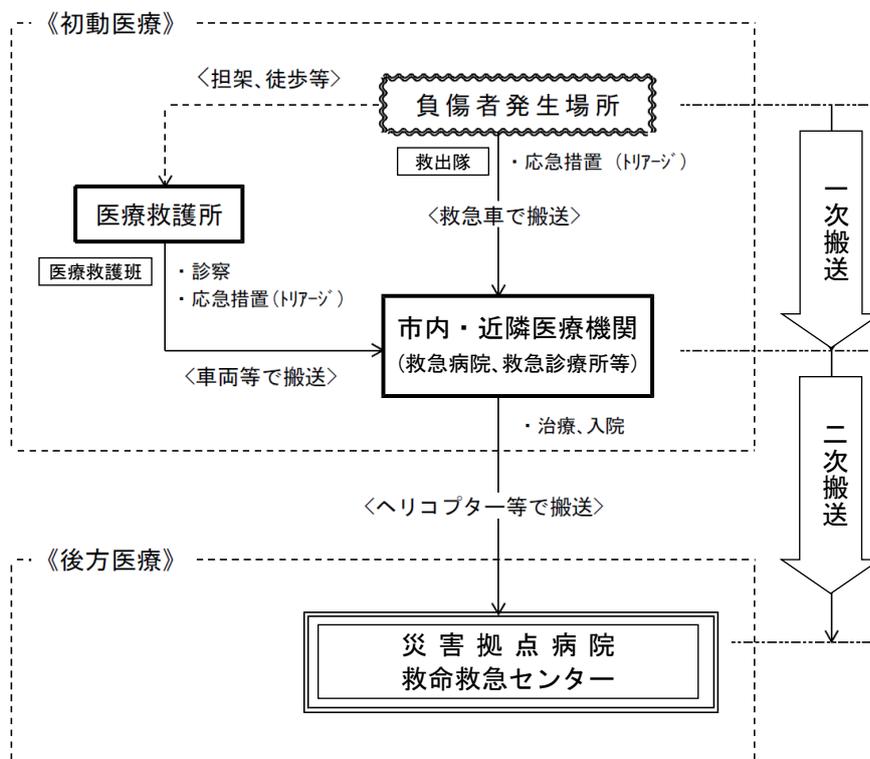
☞【資料2. 1-29】『災害の歯科医療救護活動に関する協定』参照

☞【資料2. 1-36】『災害時の医療救護活動に関する協定』参照

2. 初動医療体制の整備

初動期の医療は、災害発生直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものであり、交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。

■負傷者搬送体制の流れ



3. 後方医療体制の整備

医療救護所や救急医療機関では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者を後方医療機関へ搬送する体制を整備する。

(1) 後方医療支援体制の確立

市は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命措置が必要な患者等を、後方にて治療対応する広域後方医療支援について、県との連携体制を図る。

☞【資料6. 3】『災害拠点病院（埼玉県）』参照

☞【資料6. 4】『救命救急センター（埼玉県）』参照

《参考》

◆災害拠点病院

災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能、院内の水や電気等のライフラインの維持機能、及び災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣機能等を持つ。

◆救命救急センター

急性心筋梗塞、脳卒中、頭部外傷など、二次救急で対応できない複数診療科領域の重篤な患者に対し高度な医療技術を提供する三次救急医療機関である。

(2) 搬送体制の整備

医療救護所から市内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

搬送順位	負傷者の搬送にあたっては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。
搬送経路	負傷者の搬送にあたっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

(3) 緊急時ヘリコプター離発着場の設置

災害時には、道路が寸断される危険性や道路渋滞が懸念される。このような場合においても最大限の搬送活動が行えるよう、県、自衛隊等のヘリコプターによる搬送が適切に行える離発着場の整備を図る。

☞【資料7. 1】『緊急時ヘリコプター離発着場』参照

4. 要配慮者に対する医療対策

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災市民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。

特に、寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、傷病者等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策が必要となる。

第2編 災害予防計画
第4章 市の防災力の強化
第2節 緊急対応活動のための準備

(1) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

(2) メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア対策の推進を図る。

(3) 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い整備を図る。

(4) ぼうこう又は直腸機能障がい者への医療対策

県（福祉部障害者福祉推進課）は、大規模災害時に、ストーマ用装具を必要とするぼうこう又は直腸機能障がい者が、避難所での生活にストーマ用装具を使用することができるようランニング備蓄を行っている。

市は、被災したぼうこう又は直腸機能障がい者に対して迅速なストーマ装具の提供ができるよう、県のランニング備蓄の活用について協力体制の整備を図る。

なお、市としても、県のランニング備蓄とあわせて、可能な限りストーマ用装具の備蓄に努める。

《参考》

◆「ランニング備蓄」

卸売業者が流通過程で保管している物資を活用する備蓄方法のこと。

5. 医薬品等の確保

市は、災害時に医薬品が不足することを考慮して、市内医薬品取扱業者等から速やかに調達できるように、蓮田市薬剤師会や民間事業者と協定を締結している。

また、蓮田市薬剤師会との協定だけでは対応できない場合を想定し、幸手保健所及び各医療機関に備蓄されている医薬品及び医療用資器材の使用についても協力体制の整備を図る。

なお、市は、災害発生初期における医療救護活動に必要な医薬品の安定的な供給を確保するため、災害時用医薬品等の購入や備蓄などを、蓮田市薬剤師会に委託している。（循環備蓄事業）

☞【資料2. 1-5】『災害救助に必要となる医薬品等の調達に関する協定』参照

第5 避難活動体制の整備

災害の発生に伴い、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、あらかじめ安全な施設や避難のための道路を確保しておく必要がある。そのため、市は、浸水被害や地震被害に対応可能な施設を、指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する。

また、避難所運営マニュアル等の作成に当たっては、避難所のあり方や避難生活の長期化への対応に加え、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など要配慮者への配慮、被災時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点への配慮について検討する。

市の「避難活動体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 指定緊急避難場所・指定避難所等の指定	危機管理課（施設管理者）
2. 避難所の安全確保	教育総務課、社会教育課、文化スポーツ課、自治振興課、長寿支援課、関係各課（危機管理課）
3. 福祉避難所の設置	危機管理課（福祉課、長寿支援課、施設管理者）
4. 避難誘導體制の整備	危機管理課（消防本部）
5. 避難所の管理運営体制の整備	国保年金課、危機管理課（教育総務課、施設管理者）

1. 指定緊急避難場所・指定避難所等の指定

（1）指定緊急避難場所・指定避難所

指定緊急避難場所・指定避難所とは、災害時に被害を受け又は受けるおそれのある市民が危険を一時的に回避する場所・施設、及び被災者が応急生活をする施設として市が指定する施設である。

■ 指定緊急避難場所・指定避難所の区分

区分	内容
指定緊急避難場所	指定緊急避難場所は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れる場所として、地震・洪水の災害の種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。
指定避難所	指定避難所は、災害の危険性があり避難した市民等が災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在する施設、又は災害により家に戻れなくなった被災者が一時的に滞在する施設として指定する。

☞【資料8. 2】『指定緊急避難場所・指定避難所一覧表』参照

（2）福祉避難所等

福祉避難所とは、高齢者、障がい者等の要配慮者に対する二次的避難の利用を目的として市が指定する施設である。なお、受入対象者については、市が、災害対策基本法に基づき特定し、公示するものとする。

また、避難情報発令前に利用される自主避難所については6箇所指定している。

第2編 災害予防計画
 第4章 市の防災力の強化
 第2節 緊急対応活動のための準備

■指定避難所以外の避難所の区分

区分	内容
福祉避難所	高齢者、障がい者などの要配慮者を対象とした避難施設
自主避難所	避難情報の発令前に、自宅での待機に不安や危険を感じた市民が、自身で親戚宅・知人宅などの安全な避難先を確保できない場合のために「一時的な避難所」として開設する。 指定避難所のうち、市が台風・災害の規模等により開設を決定する。

☞【資料8. 3】『福祉避難所一覧表』参照

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所等の周知

阪神・淡路大震災では、地震後、自分の地域の避難所を問い合わせる電話が市町村に殺到し、職員がその対応に追われたことで情報連絡に支障をきたしたと言われている。

このため、市の指定緊急避難場所・指定避難所については、平常時から以下の方法で周知する。

■指定緊急避難場所・指定避難所の周知

- 地震ハザードマップ、洪水（内水）ハザードマップ、蓮田市地図情報システム
- 市の広報紙
- 案内板等の設置（誘導標識、避難所案内図、避難所表示板等）
- 防災訓練
- 防災啓発パンフレットの作成、配布

- 市は、民間事業者と「災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定」を締結している。これは、避難者等がスマートフォン等によりアクセスし、各指定避難所等の位置やその混雑状況を確認できるものである。このシステムについても広く周知するものとする。

☞【資料2. 1-5 6】『災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定』参照

2. 避難所の安全確保

(1) 施設管理者との協議

用地、施設管理者と災害発生時の施設の運用について、円滑な開設及び運営ができるよう、日常から協議し、相互の連絡体制の整備を図るものとする。

また、避難所開設時に必要な物資について、備蓄可能な施設やスペースの提供を協議し、避難所での物資確保ができる体制を整備する。

(2) 有線通信の確保

東日本電信電話株式会社埼玉事業部との協議により、災害時の避難所における特設公衆電話回線を確保、増強していく体制を整備する。

(3) 郵便物の集配業務の確保

市は、蓮田郵便局と災害時の避難所における郵便物等の集配業務を円滑に行えるよう覚書を交わしている。市は、被災市民の避難先及び被災状況等の情報を提供することにより郵便局の集配業務を円滑に行えるよう情報提供などについて体制の整備を図る。

☞【資料2. 1-5 1】『地域における包括連携に関する協定』参照

3. 福祉避難所の設置

危機管理課は、福祉課、長寿支援課と協議して、高齢者、障がい者などの要配慮者に対する二次的避難の利用を目的とした福祉避難所の設置促進を図る。

なお、福祉避難所は、耐震性や耐火性が高く、バリアフリー化された施設で、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等を活用するほか、災害時の受入れ体制及び移送体制等について関係者と事前の調整に努める。

☞【資料8. 2】『指定緊急避難場所・指定避難所一覧表』参照

☞【資料8. 3】『福祉避難所一覧表』参照

4. 避難誘導體制の整備

(1) 避難誘導體制の確立

市は、自主防災組織の協力を得て、地域住民の避難誘導體制（相互の連携、役割分担など）についてあらかじめ定めておくものとする。

(2) 避難誘導方法の習熟

自主防災組織は、災害発生時に混乱をきたさないように、市の指導を受けて、災害に応じた最寄りの避難所や避難路について災害発生時の避難誘導計画を作成し、関係職員を含め避難訓練等を通じて地域住民の避難誘導方法について習熟しておく。

(3) 要配慮者に係る避難誘導體制の整備

市は、高齢者、障がい者その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から要配慮者に係る避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。

(4) 学校における児童・生徒の避難計画

① 防災対策

児童・生徒の避難に係る防災対策については、以下の事項に留意する。

- ▶ 児童・生徒に対し、教科指導・学級等をとおして地震・火災・風水害・落雷等の災害について理解を深めさせ、防災上必要な安全教育の充実を図るとともに、避難訓練の徹底を図る。
- ▶ 非常の際における対策措置は、状況による変更が予想されるため、まず、第一に児童・生徒の避難と初期消火活動等に重点をおくものとする。

② 避難訓練計画

小・中学校は、災害に備え避難訓練計画を策定する。計画は、避難所や避難経路、更に避難に当たっての留意事項等を定める。

5. 避難所の管理運営体制の整備

(1) 運営マニュアルの作成

国は、避難所の運営等に当たって、その取組を進める上で参考となるよう、主に市町村を対象とした「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成28年4月改定、内閣府）」を作成している。また、県においても新型コロナウイルス感染症対策について記載

第2編 災害予防計画
第4章 市の防災力の強化
第2節 緊急対応活動のための準備

した「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）（令和2年5月）」が作成されている。

市は、これら指針を参考に作成した「避難所運営マニュアル」及び「避難所における感染症対策マニュアル（令和2年8月）」、「新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所開設への対応方針（令和2年5月）」を用いて、関係各課及び施設管理者に運営方法の習熟を図る。マニュアル作成及び避難所運営に当たっては、次の事項に留意する。

■マニュアル作成に際しての留意事項

- 被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一步を踏み出す場とする。
- 被災者自らによるお互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。
- 避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら、共同生活を行う場とする。
- 避難所の運営は、女性参加による女性の視点に配慮したものとする。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者のニーズを踏まえて運営する。
- 避難所に避難者の生活の場とは別に、ペットのための飼養場所を確保する。

（2）避難所運営の知識の普及及び訓練

避難所の運営（開設の手順等）や機器等の操作について、市職員、学校職員、自主防災組織や地域住民が協力して円滑に実行できるよう、情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。

（3）避難所機能の充実

危機管理課は、教育総務課と連携して、避難所における備蓄機能、情報通信機能、救護所機能、炊き出し機能（LPガス、大型鍋等）、プライバシー保護に関する設備（間仕切りパネル、簡易更衣室等）の確保を検討するとともに、プール、受水槽により、生活用水の確保に努める。

また、停電時の夜間照明を確保するため、各避難所には発電機を配備するほか、懐中電灯やランタン等を整備する。なお、発電機については、備蓄制限の厳しいガソリンから、新たな燃料（ガス等）に転換することを検討する。

（4）感染症対策用資材の備蓄

新型コロナウイルス等の感染症対策として、有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。

事前に準備しておくことが適当な物資・資材等

- ・基本的な感染症対策用：マスク、除菌剤、消毒用アルコール、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など
- ・避難者等の健康管理用：非接触型体温計 など
- ・避難所運営スタッフの防護用：使い捨て手袋、ガウン、レインコート、フェイスシールド など
- ・その他資材：パーテーション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド、ビニール袋 など

第6 重要道路の確保体制の整備

市の「重要道路の確保体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 重要道路の指定	道路課
2. 重要道路の緊急啓開・復旧体制の充実	道路課
3. 通行止め標識等の備え	道路課、自治振興課

1. 重要道路の指定

災害発生初期には、救急・救助要員や被災者の搬送、救援物資の輸送等において陸上輸送が主力となる。そのため、災害発生時に迅速に緊急啓開を実施する重要道路を、以下の基準に基づき指定する。

■重要道路の指定要件

- ▶ 消火活動、救出活動上重要な道路
- ▶ 緊急医療上重要な道路（基幹病院への道路、広域医療搬送に必要な道路、後方搬送ヘリポートに通じる道路）
- ▶ 緊急救援物資の輸送上重要な道路
- ▶ 広域応援受け入れ上必要な道路

☞【資料7. 2】『市内の緊急輸送道路と重要道路』参照

2. 重要道路の緊急啓開・復旧体制の充実

市は、災害時の重要道路の緊急啓開・復旧を迅速に行うため協定を締結しており、今後、協力体制を推進するものとする。

なお、重要道路のうち、市以外が管理する道路は別途道路管理者と協議する。

☞【資料2. 1-7】『災害時における優先協力要請に関する協定』参照

☞【資料2. 1-16】『災害時におけるインフラ等の応急対策業務に関する協定』参照

3. 通行止め標識等の備え

災害時、市が管理する道路について、道路法第46条に基づく道路交通の禁止又は制限を行う場合がある。その際、標識等を設置し利用者に周知を図る必要があるため、あらかじめ通行止め等の標識を備えておくものとする。

第2編 災害予防計画
第4章 市の防災力の強化
第2節 緊急対応活動のための準備

第7 緊急輸送体制の整備

大規模災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、市はこれを効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

市の「緊急輸送体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 輸送車両の増強	危機管理課、庶務課
2. 調達体制の整備	危機管理課、庶務課（関係各課）
3. 緊急通行車両の事前届出の推進	庶務課
4. その他の輸送手段の確保	危機管理課

1. 輸送車両の増強

災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から検討を進める。

2. 調達体制の整備

災害時に、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を迅速に調達できるよう、関係機関、民間業者等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

(1) 車両計画の作成

市は、応急対策を実施する上で、土木建設業者、トラック協会、旅客輸送機関（バス会社など）等民間の所有する車両が必要になる活動について検討し、車両計画を作成する。

(2) 民間業者との協定締結

危機管理課は、各課が作成した車両計画を取りまとめ、配車計画を作成するとともに、民間業者との間で車両調達協力協定の締結を進めるとともに、この協定の締結と同時に、民間業者に対し、緊急通行車両の事前届出について指導する。

また、それに伴う燃料についても、ガソリンスタンド等民間業者との間で協力協定の締結を進める。

☞【資料2. 1-6】『災害時における人員及び物資等の輸送に関する協定』参照

☞【資料2. 1-3 4】『災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定』参照

3. 緊急通行車両の事前届出の推進

県公安委員会は、大規模災害が発生し緊急の必要がある場合、道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる（災害対策基本法第76条第1項）。

第2編 災害予防計画
第4章 市の防災力の強化
第2節 緊急対応活動のための準備

そのため、市は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の県公安委員会への事前届出を推進する。

☞【様式18】『緊急通行車両等事前届出書』参照

☞【様式19】『緊急通行車両等確認申請書』参照

4. その他の輸送手段の確保

危機管理課は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両による輸送では間に合わない傷病人の輸送などのため、ヘリコプターによる輸送手段が確保できるよう努める。

市の緊急時ヘリコプター離発着場に対しては、災害時に適切に機能するよう市民への周知、障害物の除去等に努める。

☞【資料7. 1】『緊急時ヘリコプター離発着場』参照

第2編 災害予防計画
 第4章 市の防災力の強化
 第2節 緊急対応活動のための準備

第8 帰宅困難者の安全確保体制の整備

本市では毎日約 22,000 人の市民が、他市区町村に通勤・通学（都内へは約 8,000 人）しており、首都圏で大規模地震が発生した場合には、多くの市民が帰宅困難になることが予想される。

また、本市には市外から毎日約 11,000 人が通勤・通学しており、これらの人たちも交通機関の停止や道路の損壊により市内で帰宅困難となることが予想される。さらに、「埼玉県地震被害想定調査」（平成 26 年 3 月、埼玉県）によると、本市の帰宅困難者が最も多いと想定されている関東平野北西縁断層帯地震の場合、平日で 9,784 人、休日で 9,083 人の帰宅困難者が発生する。

そのため、市及び県をはじめ事業者や市民は、それぞれの役割分担を踏まえ帰宅困難者対策を実施する体制を整備する必要がある。

市は、地域の安全確保や地域の事業者の調整など、地域に関する対策を担当し、県は、都県にまたがる事項や複数市町村にまたがる事項など、広域に及ぶ対策を担当し、企業等の民間事業者や市民は、自助を基本としつつ、共助の取組にも努める。

市、県、事業者及び市民の主な役割を以下に示す。

区分	役割
市	<地域での対策の検討、実施> ▶ 一斉帰宅抑制の取組の推進 ▶ 駅周辺帰宅困難者対策協議会の設置、運営 ▶ 駅周辺の混乱の防止 ▶ 市有施設における一時滞在施設の確保及び指定 ▶ 市有以外の施設における一時滞在施設の確保 など
県	<広域的な対策の検討、実施> ▶ 一斉帰宅抑制の取組の推進 ▶ 九都県市等の広域的取組の推進 ▶ 県有施設における一時滞在施設の確保及び指定 ▶ 事業者団体等に対する一時滞在施設提供の働きかけ ▶ 代替輸送手段の確保 ▶ 災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充 ・帰宅支援道路の指定 など <学校における対策の推進・促進>
鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等	<自助を基本とした取組> ▶ 従業員等に対する一斉帰宅抑制の取組の推進 ▶ 訪問者、利用者等に対する安全の確保 ▶ 訪問者、利用者等のための一時滞在施設の確保 ▶ 地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ▶ 路上等にいる帰宅困難者の受入努力 など
市民	<自助を基本とした取組> ▶ 外出時の発災に備えた準備 ▶ 家族等との安否確認手段の確保 ▶ 地域における帰宅困難者対策の取組への参加 ▶ 帰宅困難者に対する支援努力

なお、市の「帰宅困難者の安全確保体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 帰宅困難者対策の普及啓発	危機管理課、総合窓口管理課
2. 一時滞在施設の確保	危機管理課（鉄道事業者、施設管理者）
3. 企業等における対策	危機管理課（関係事業者）
4. 学校等における対策	学校教育課、小・中学校
5. 帰宅支援施設の充実	危機管理課
6. 訓練の実施	危機管理課（鉄道事業者、施設管理者）

1. 帰宅困難者対策の普及啓発

（1）一斉帰宅の抑制

帰宅困難者の一斉帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した安否等の確認方法について普及啓発を行う。

（2）企業等への要請

職場や学校、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、業界団体等を通じて次の点を要請する。

- 施設の安全化
- 災害時のマニュアルの作成
- 飲料水、食料の確保
- 情報の入手手段の確保
- 従業員等との安否確認手段の確保
- 災害時の水、食料や情報の提供
- 仮泊場所等の確保

2. 一時滞在施設の確保

市、県、鉄道事業者は、災害の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合を想定し、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所がない者を一時的に滞在させるための施設を確保する。

一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、幅広く安全な施設を確保する。

一時滞在施設には、飲料水、食料、のぼり旗、看板等の必要な物資を備蓄する。なお、一時滞在施設に備蓄を確保できない場合には、県防災基地等からの備蓄物資の提供方法をあらかじめ決めておく。市及び県は、一時滞在施設の運営マニュアル等を整備し、一時滞在施設を支援する。

3. 企業等における対策

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、自社従業員等に対して「むやみに移動を開始しない」基本原則の周知徹底及び災害用伝言ダイヤル171や携帯電話事業者の災害用伝言板等を利用した家族等との安否確認方法について普及啓発を行う。

第2編 災害予防計画
第4章 市の防災力の強化
第2節 緊急対応活動のための準備

また、自社従業員等との安否確認手段を確保する。

自社従業員等を一定期間留めるために、飲料水、食料等の備蓄、災害時のマニュアル作成や情報の提供などの体制整備に努める。

鉄道事業者、大規模集客施設の事業者、企業等は、訪問者や利用者が事業所内で被災した場合において、自社従業員等と同様の保護ができる対策を検討、実施する。その場合には、自己の管理下で保護できない場合もあることを想定して対応を検討する。

さらに、留まった従業員が可能な範囲で、地域の応急・復旧活動にも参加するよう努める。

4. 学校等における対策

学校は、発災時に児童・生徒等の安全確保、保護に万全を期すとともに、保護者が帰宅困難者となって、保護者による児童・生徒等の引き取りが困難な場合や、生徒等の帰宅が困難な場合に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講じる必要がある。このため、作成された防災マニュアルを常に見直すなど体制整備に努める。

また、災害時における学校と保護者との連絡方法についてあらかじめ定めておく。

5. 帰宅支援施設の充実

災害時帰宅支援ステーションの拡大・拡充を図るとともに、帰宅支援道路を整備し、沿道事業者による徒歩帰宅支援（飲料水、情報、トイレなど）を推進する。

《参考》 ◆「災害時帰宅支援ステーション」について

大規模災害が発生した際には、電車・バス等の公共交通機関が停止し、多くの人々が職場や学校、外出先からすぐには帰れなくなることが予想される。このような状況において徒歩で帰宅せざるを得ない帰宅困難者の帰宅を支援する施設（コンビニエンスストア、ファーストフード、ファミリーレストランやガソリンスタンド等）を「災害時帰宅支援ステーション」という。「災害時帰宅支援ステーション」は、企業が行政と「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」を締結し、この協定に基づき支援活動を行う拠点として設置される。



災害時帰宅支援ステーション
のステッカー

6. 訓練の実施

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や駅等における混乱防止対策訓練を実施することにより、対策の検証をする。

また、訓練を通して市民への啓発のほか、隣接している東京都や県内市町村、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検討する。

第9 市の業務継続体制の整備

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。そのため、市は、行政にとって災害時に必要な業務を継続するとともに業務基盤を早期に立ち上げるため、業務継続計画（BCP）の策定に取り組んでいる。

市の「市の業務継続体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 業務継続計画（BCP）の策定	危機管理課（各課）
2. 業務継続に必要な文書等の保存	各課

1. 業務継続計画（BCP）の策定

（1）BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Planの略で、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものであり、業務のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などがある。

業務継続の取組は、以下の特徴をもっている。

- 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること。
- 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

（2）庁舎の代替施設

危機管理課は、本庁舎が被災した場合の代替施設として蓮田市消防本部を定めている。

（3）災害時の優先業務の選定及び優先業務実施計画の作成等

各課は、災害時にも継続すべき、市民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす通常業務について優先度を踏まえ選定するとともに、災害時の優先業務実施計画を作成する。

危機管理課は、各課が定めた計画を踏まえて、全体的な計画を策定し、改定等の継続的な管理を行う。

2. 業務継続に必要な文書等の保存

各課は、非常時でも迅速に業務に必要な文書を活用できるよう文書の適正管理を行う。

また、業務継続のために重要な個人情報を含む電子情報のバックアップを確実にを行うとともに、適切なデータ管理を行う。

第3節 生活維持活動のための準備

第1 広報活動体制の整備

市の「広報活動体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 防災行政無線の使用の習熟	広報広聴課（危機管理課）
2. 広報案文の作成	広報広聴課
3. 災害時広報紙の予定稿の作成	広報広聴課
4. 報道機関への広報体制の整備	広報広聴課
5. 避難所における広報体制の整備	広報広聴課

1. 防災行政無線の使用の習熟

発災時においては、防災行政無線を用いた広報活動が主流となる。

そのため、広報広聴課は、防災行政無線の迅速かつ正確な利用ができるよう、危機管理課の協力を得て、平常時から個別訓練等により習熟しておく。

2. 広報案文の作成

災害時においては、様々な情報を防災行政無線等により広報することが想定される。そのため、防災行政無線等による広報が迅速に行えるようあらかじめ広報案文を作成しておく。

☞【資料4. 7】『広報案文（例）「地震災害の場合」「風水害の場合」』参照

3. 災害時広報紙の予定稿の作成

災害時においては、広報紙による広報が情報の伝達手段として有効であり、特に、生活維持活動を行う上では欠かすことのできない広報媒体である。そのため、災害時に広報紙による広報を速やかに行うために、平常時から災害時広報紙の予定稿を作成する。

4. 報道機関への広報体制の整備

大規模な災害が発生した場合、多数の報道機関が取材に殺到し庁舎内が混乱することが考えられる。一方、報道機関を通じて市内の災害の様子が報道されることは、外部からの救援を円滑にする効果がある。そのため、報道機関からの取材を円滑化するためプレスセンターを開設し、報道発表及び取材対応の場として利用するとともに、平常時から市の広報活動の代替をも含め、報道機関との協力方法について検討する。

5. 避難所における広報体制の整備

避難所における広報活動を迅速にできるように、平常時から、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙・ビラ等の配布などの広報手段の整備について検討しておく。

また、市の公式ツイッター等のSNS、安心安全メール及び市のホームページを用いて、避難所住民等に市からの広報情報を提供することも検討する。

第2 給水体制の整備

大規模災害時は、広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないことや飲料水の汚染が予想されるため、平常時から水道設備及び災害時の応急給水体制について整備しておく。

市の「給水体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 市による給水量の確保	水道課、危機管理課
2. その他水源の確保	水道課、みどり環境課、危機管理課
3. 応援協力体制の整備	水道課、危機管理課

1. 市による給水量の確保

(1) 応急給水の目標給水量

災害時における飲料水及び最低限の生活用水についての目標給水量を次に示す。

災害発生から3日間は1人1日3リットルを目途とし、その後は次第に水の需要が増えることから復旧の状況に応じ逐次給水を増量する。

■一日当たりの給水目標

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3 ℓ/人・日	生命維持に最小限必要な水量
4日から10日	20 ℓ/人・日	炊事、洗面、トイレなど最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から21日	100 ℓ/人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
22日から28日	250 ℓ/人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

参考)「埼玉県地域防災計画」(令和3年3月 埼玉県防災会議)

(2) 飲料水の確保

市は、災害時の飲料水を確保するため、浄・配水場施設、災害用貯水タンク及び防災井戸の整備を推進するとともに、避難所への避難者や災害救助従事者等への飲料水を確保するため、ペットボトル(保存水)の備蓄を推進する。

市の貯水槽、配水池による貯水量は、次のとおりである。

■市の貯水量

貯水槽、配水池	貯水量
駅西口広場の貯水槽	60 m ³
市役所駐車場の貯水槽	60 m ³
配水池	7か所合計 20,200 m ³

(3) 必要給水量の推定

県地震被害想定 of 断水人口を参考に、市が必要とする給水量を次に示す。

第2編 災害予防計画
第4章 市の防災力の強化
第3節 生活維持活動のための準備

■目標備蓄量の推定

➤ 当面の目標備蓄量（「茨城県南部地震」への備え）

上水道の断水人口は、1,544人と予想されているため、市が必要とする給水量の目標は以下のとおりとする。

$$1,544 \text{ 人} \times 1 \text{ 日 } 30 \text{ 人} / \text{人} \times 3 \text{ 日分} = 13,896 \text{ 人} \text{ 日} \approx \text{約 } 14 \text{ m}^3$$

➤ 最終の目標備蓄量（「関東平野北西縁断層帯地震」への備え）

上水道の断水人口は、43,902人と予想されているため、市が必要とする給水量の目標は以下のとおりとする

$$43,902 \text{ 人} \times 1 \text{ 日 } 30 \text{ 人} / \text{人} \times 3 \text{ 日分} = 395,118 \text{ 人} \text{ 日} \approx \text{約 } 400 \text{ m}^3$$

参考）「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）

（4）防災井戸の設置

東北自動車道蓮田SA（上り線）の施設内に、非常時防災用井戸が設置されている。

また、被災者の飲料水を確保するため、避難所に防災井戸（濾過・滅菌装置、自家発電装置を含む）の設置を検討する。

（5）応急給水資機材の備蓄

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、災害対策用浄水機、給水タンク、給水容器類（飲料水配水袋、給水ポリ容器）等について整備・充実を図る。

2. その他水源の確保

（1）事業所及び民間業者との連携

災害時に迅速かつ安定して飲料水を供給できる事業者との連携を図り、飲料水の確保を図るとともに、市内の事業所が所有する井戸についても、災害時に活用できるよう協定の締結等を検討する。

☞ ※その他、飲料水の供給に関する協定を複数締結済【資料2. 1】参照

（2）市民の自己備蓄の推進

各家庭において日ごろから地震災害に備えて飲料水を備蓄するとともに、生活用水として浴槽等に貯水するよう啓発する。

（3）民間井戸の活用体制の整備

危機管理課は、市民が所有する井戸及び農業用井戸で、災害時に開放できるものを、自治会や自主防災組織単位で利用できるような防災井戸の設置に努める。

みどり環境課は、設置された民間井戸の水質検査を実施して、災害時の市民の生活用水の確保を図るものとする。

■災害対策用井戸の選定基準

- 現在使用しており、今後も引き続き使用を予定しているものであること。
- 井戸水が飲料に適するものであること。
- 災害時に付近の住民が使用しやすい場所にあること。

3. 応援協力体制の整備

危機管理課は水道課と連携して、被災した水道施設の早期復旧のため及び応急給水に必要な人員及び車両等資機材の確保のために協力が得られるよう、管工事業協同組合との間で協定の締結を進める。

また、他の水道事業体との災害応援協定の締結に努め、速やかに応援要請できる体制の確立を推進する。

☞【資料6. 7】『蓮田市管工事業協同組合名簿』参照

第2編 災害予防計画
 第4章 市の防災力の強化
 第3節 生活維持活動のための準備

第3 食料・生活関連物資供給体制の整備

大規模災害時は、広範囲な市場流通の混乱、物資の入手難が予想されるため、道路の復旧とともに流通機構がある程度回復し、他地域からの救援物資が届くまでの間、市民の生活を確保するため、食料、生活必需品及び防災用資機材等の備蓄並びに調達体制の整備を推進する。

市の「食料・生活関連物資供給体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 食料供給体制の整備	危機管理課、農政課、農業委員会事務局、商工課
2. 生活必需品供給体制の整備	危機管理課、農政課、農業委員会事務局、商工課
3. 防災用資機材の備蓄	危機管理課
4. 防災倉庫の整備	危機管理課
5. 石油類燃料の調達・確保	危機管理課

1. 食料供給体制の整備

(1) 食料の備蓄

① 備蓄量の推定

市は、県地域防災計画を参考に、事前に避難者用として1.5日分、災害救助従事者用として3日以上分の食料備蓄を行う。

また、市民の備蓄は、最低3日間（推奨1週間）分を目標とする。

なお、市は、最も切迫性の高い「茨城県南部地震」への備えである当面の備蓄目標を達成し、次に、切迫性はないが最も大きな影響を及ぼす「関東平野北西縁断層帯地震」への備蓄目標を推進する。

■ 目標備蓄量の推定（避難者用）

<p>▶ 当面の目標備蓄量（「茨城県南部地震」への備え）</p> <p>発災1日後の避難者数は、150人と予想されているため、市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">$150 \text{ 人} \times 1 \text{ 日} \times 3 \text{ 食} \times 1.5 \text{ 日分} = \text{約} 700 \text{ 食}$</p> <p>▶ 最終の目標備蓄量（「関東平野北西縁断層帯地震」への備え）</p> <p>発災1日後の避難者数は、2,995人と予想されているため、市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">$2,995 \text{ 人} \times 1 \text{ 日} \times 3 \text{ 食} \times 1.5 \text{ 日分} = \text{約} 13,500 \text{ 食}$</p>

参考)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

② 市の備蓄計画

市は、食料の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法及びその他必要事項等の備蓄計画を策定する。

■ 備蓄の留意点

- 物資を1箇所に集中して備蓄することでその地域が大きな被害を受けると、その内容物が使用できない可能性もあるため、分散して備蓄を行う。
- 高齢者・乳幼児などの要配慮者に配慮した食料の備蓄に努める。
- 食物アレルギーの避難者にも配慮し、アレルギー対応食の備蓄に努める。
- 季節性や地域特性に着目した備蓄に努める。

③ 県の備蓄計画

県の備蓄計画は、「東京湾北部地震」の被害想定に基づき、避難者用を1.5日分以上、災害救助従事者用を3日分以上とするとともに、県内駅周辺の帰宅困難者用として1日分以上備蓄する計画である。

(2) 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。特に備蓄するには不適當なもの（主に保存できないもの）については、市内の生産者、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに輸送業者と協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

■ 食料の調達方法

食料	調達方法
米 穀	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 備蓄食料の活用 ➤ 関東農政局への要請（政府指定倉庫からの供出） ➤ 協定締結先への要請
乾 パン	備蓄食料の活用、関東農政局への要請
乾燥米飯	関東農政局への要請
パン、育児用調整粉乳	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
副 食	業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用

☞【資料2. 1-1】『災害時における米穀調達に関する協定』参照

☞ ※その他、食料の供給に関する協定を複数締結済【資料2. 1】参照

(3) 備蓄品の管理

備蓄品には、数量、賞味期限等の表示を行い、一覧表の掲示等、中身が判断できるように措置するとともに、定期的な点検及び計画的な入れ替えを行い、品質管理に努める。

また、資機材についても定期的なメンテナンスを実施し、機能維持に努める。

(4) 炊き出し実施体制の整備

災害時における食料の炊き出しについては、炊き出し実施場所となる学校給食室を活用し、栄養教諭、学校栄養職員及び給食調理員を中心に社会教育関係団体及びボランティアによる要員の確保を図る。

第2編 災害予防計画
第4章 市の防災力の強化
第3節 生活維持活動のための準備

2. 生活必需品供給体制の整備

災害時は、平常時の市場流通の混乱・途絶が予想される。平常時からから、流通がある程度回復するまでの間の必要物資を業者との調達協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。

(1) 生活必需品の確保

生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。それでも、不足するときは、義援物資として広く援助を求める。

■ 目標備蓄量の推定

▶ 当面の目標備蓄量（「茨城県南部地震」への備え）

発災1日後の避難者数は、150人と予想されているため、市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおりとする。

・毛布

避難者数150人分の毛布の備蓄を目標とする。

・生活必需品

避難所等で一時的に生活するために必要な肌着セット、タオルなどの生活必需品についても150人分の生活必需品の備蓄を目標とする。

▶ 最終の目標備蓄量（「関東平野北西縁断層帯地震」への備え）

発災1日後の避難者数は、2,995人と予想されているため、市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおりとする。

・毛布

避難者数約3,000人分の備蓄を目標とする。

・生活必需品

避難所等で一時的に生活するために必要な肌着セット、タオルなどの生活必需品についても約3,000人分の備蓄を目標とする。それ以上については、協定等による調達を予定する。

参考）「埼玉県地震被害想定調査」（平成26年3月、埼玉県）

(2) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度の援護を実施するかによって質量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。それ以外のものについては、次のような体制を整える。

協定業者に要請する災害時必要物資に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

■ 民間との協力体制

▶ あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。

▶ 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、確認する。

▶ 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく。

☞ ※その他、生活物資等の提供に関する協定を複数締結済【資料2.1】参照

(3) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品の種類は、原則として定められているが個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

したがって、災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した紙おむつや生理用品など、また、避難所の感染症予防のため、マスクや手指消毒液等について、平常時から供給品目及び数量について検討しておく。

3. 防災用資機材の備蓄

災害時における救出救助活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために、必要な資機材について備蓄を図るものとする。

備蓄の数量については、建物被害、人的被害及び避難者数などを考慮して設定する。

■ 備蓄品目

・浄水装置	・発電機	・炊飯器	・かまどセット
・非常用飲料水袋	・投光機	・懐中電灯	・防水シート
・簡易トイレ	・仮設トイレ	・移送用具（リヤカー、担架等）	
・救助用資機材（バール、ジャッキ、のこぎりなど）			・ゴミ袋
・道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土嚢袋など）			

4. 防災倉庫の整備

市は、市内の小・中学校をはじめとする指定避難所や、「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結した人間総合科学大学等に防災倉庫を設置し、食料や生活必需品、防災用資機材を分散備蓄している。今後も、資機材等の備蓄状況を勘案しながら、公共施設等に防災倉庫の整備・拡充を図っていく。

5. 石油類燃料の調達・確保

県は、災害時における人員及び物資等の輸送に必要な石油類燃料の調達体制について、平時から埼玉県石油業協同組合と連絡調整を行い、災害時における石油類燃料の確保に努め、災害時に特に重要な施設で、県が指定する施設に対する石油類燃料の供給ができるよう当該施設の燃料タンクの種類や容量など設備等情報を調査・収集し、石油連盟に提供するとしている。

市において締結した「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」に基づき、これらの物資の緊急時における調達を行っていく。

☞【資料2. 1-27】『災害時における石油類燃料の供給に関する協定』参照

第2編 災害予防計画
第4章 市の防災力の強化
第3節 生活維持活動のための準備

第4 遺体の処理、埋火葬の体制整備

市において最も大きな地震被害をもたらすと考えられている「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、死者が最大で48人発生すると予想されている。

市の「遺体の処理、埋火葬の体制整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 民間事業者との協定締結	危機管理課、市民課
2. 遺体安置所の選定	危機管理課（市民課）
3. 遺体処理マニュアルの作成	健康増進課、市民課

1. 民間事業者との協定締結

市民課は、棺、ドライアイス等遺体の処理、埋葬に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握する。

危機管理課は、市民課と連携して業者との間で協定の締結を進める。

☞【資料2. 1-33】『災害時における葬祭協力等に関する協定』参照

2. 遺体安置所の選定

大規模災害時には多くの身元不明の遺体が発生することが予想される。

そこで、危機管理課は、市民課と連携して平常時から遺体安置所を確保・選定しておく。

☞【資料6. 5】『市内寺院一覧表』参照

3. 遺体処理マニュアルの作成

市は、災害時における遺体処理を迅速に行うために、平常時から遺体処理方法を十分理解した上で、遺体処理マニュアルを作成し習熟を図る。

第5 廃棄物の収集・処理体制の整備

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災等によって、がれき、木くず、処理困難物等の災害廃棄物が多量に排出される。また、通常的生活ごみに加え、避難所等において避難所ごみやし尿の処理需要が発生する中で、ライフラインの停止、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想される。

市は、発生した災害廃棄物、生活ごみ、避難所ごみ及びし尿を迅速に処理し、被災地の環境衛生の維持を図るため、「蓮田市災害廃棄物処理計画（令和3年3月）」を策定している。

市の「廃棄物の収集・処理体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 災害廃棄物処理体制の整備	みどり環境課、蓮田白岡衛生組合
2. 生活ごみ等の処理体制の整備	みどり環境課、蓮田白岡衛生組合
3. し尿処理体制の整備	みどり環境課、危機管理課、蓮田白岡衛生組合

1. 災害廃棄物処理体制の整備

大規模災害時には、通常のごみに加え、一時的にがれきや家具等の大量の粗大ごみが排出されるため、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制などのごみ処理体制の整備を図る。

(1) 災害廃棄物発生量の推定

本市に最も切迫性の高いと考えられる「茨城県南部地震」及び本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市の災害廃棄物発生量の推定値は、それぞれ以下に示すとおりである。

■災害廃棄物の発生量

推定項目		想定地震	茨城県南部地震	関東平野北西縁断層帯地震
		重量 (ト)	容積 (m ³)	
発生量	重量 (ト)		11,000	153,000
	容積 (m ³)		7,000	99,000

参考)「埼玉県地震被害想定調査」(平成26年3月、埼玉県)

(2) 仮置場(一時集積場所)の確保

短期間での災害廃棄物及び生活ごみの焼却処分、最終処分が困難な場合が想定される。

そのため、みどり環境課は、発災時の災害廃棄物の発生量を見積もり、以下の点に留意して、仮置場候補地の選定に努める。

- 他の応急対策活動に支障がないこと。
- 環境衛生上の影響が最小限であること。
- 搬入搬出が容易なこと。
- 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

第2編 災害予防計画
 第4章 市の防災力の強化
 第3節 生活維持活動のための準備

① 仮置場面積の推定

仮置場面積の推定方法は、以下のとおりである。

■ 仮置場必要面積の推定式

$\text{仮置場の必要面積} = (\text{仮置量} / \text{積み上げ高さ}) \times (1 + \text{作業スペース割合})$

■ 推定式に用いる条件

項目	設定値
仮置量	発生量
積み上げ高さ	5m
作業スペース割合	作業スペース割合 100%

注)「積み上げ高さ」は、「大都市圏の震災時における廃棄物の広域処理体制に係わる調査報告書」(平成8年度、旧厚生省)による。

■ 仮置場面積の推定結果

想定地震	茨城県南部地震	関東平野北西縁断層帯地震
仮置場の必要面積 (㎡)	2,800	39,600

② 災害廃棄物仮置場の指定

みどり環境課は、仮置場面積の推定結果に従い、災害廃棄物を最終処分するまでの間、仮置くための一時集積場の指定を行う。

また、仮置場の指定は災害の規模によっては複数個所を選定し、被災場所に近い場所を可能な限り指定する。

(3) 広報体制の整備

災害発生時には、災害廃棄物等の分別や排出方法に対する市民の混乱が予想される。さらに、通常と異なる排出・処理方法を採用することから、ごみの処理に関する市民等からの問い合わせへの対応に追われることも想定される。

このような事態を回避し、災害時においても廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、災害時における廃棄物処理に関する市民への広報について検討しておく。

■ 廃棄物に係る広報内容の検討例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 建築物の崩壊・解体に伴う災害廃棄物の処理方法 ➤ 災害時における廃棄物関連情報の伝達方法 |
|---|

2. 生活ごみ等の処理体制の整備

(1) 廃棄物処理施設の災害対策

蓮田白岡衛生組合は所管する廃棄物処理施設について、以下の災害予防対策を講じ、災害時においても廃棄物処理体制を確保する。

- ・施設の耐震化、不燃堅牢化を図る。

- ・施設における災害時の人員計画、連絡体制、復旧対策の作成及び施設等の点検手引き等を準備する。
- ・処理に必要な薬剤、予備冷却水、非常用発電機等を必要に応じてあらかじめ確保する。

(2) 生活ごみ等の処理体制の整備

通常的生活ごみ及び避難所ごみの処理体制については、交通の分断や交通渋滞等を考慮し、あらかじめ作業に従事する人員及び車両を確保する方法を検討するとともに、広域的な相互応援体制の整備を図る。

☞【資料2. 1-3】『災害時における一般廃棄物処理県内協力体制実施協定』参照

☞【資料2. 1-4 5】『災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定』参照

3. し尿処理体制の整備

災害時には、電気・上下水道等のライフラインが一時的にストップし、また、交通障害などによりし尿の適正処理が不可能となることが予想される。

そのため、市は、仮設トイレ等し尿処理に必要なものが迅速に確保できるよう、あらかじめ処理業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

第2編 災害予防計画
第4章 市の防災力の強化
第3節 生活維持活動のための準備

第6 防疫・保健衛生体制の整備

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の体力や抵抗力の低下等により、感染症の発生とそのまん延の危険性が增大することから、衛生指導、検病調査などの防疫活動を円滑に実施することが重要である。

市の「防疫・保健衛生体制の整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 防疫・保健衛生体制の確立	みどり環境課、健康増進課
2. 防疫薬品等の調達計画の確立	みどり環境課、健康増進課、危機管理課
3. 感染症患者に対する医療提供体制の確立	健康増進課

1. 防疫・保健衛生体制の確立

みどり環境課及び健康増進課は、災害時における防疫・保健衛生体制の確立を図る。

2. 防疫薬品等の調達計画の確立

みどり環境課及び健康増進課は、消毒剤、防疫用薬剤、消毒散布用器械、噴霧器など防疫・保健衛生活動に必要な防疫薬品・資機材が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、危機管理課は、みどり環境課及び健康増進課と連携して業者との間で協定の締結を進める。

3. 感染症患者に対する医療提供体制の確立

健康増進課は、感染症患者又は保菌者の発生に備え、県内の感染症指定医療機関等の診療体制の確保に努め、患者の搬送体制の確立を図る。

第7 住宅対策の体制整備

地震による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を建設することが必要である。

そのため、被害の状況に応じて迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、建設予定地、資機材の調達及び人員の確保体制を確立するとともに、要配慮者に配慮した応急仮設住宅の建設に必要な資機材の調達・供給体制を整備する。

市の「住宅対策の体制整備」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 建設業者との協定締結	建築指導課、危機管理課
2. 応急仮設住宅建設予定地の選定	建築指導課、危機管理課（庶務課）
3. 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備	建築指導課

1. 建設業者との協定締結

建築指導課は、応急仮設住宅建設に必要な物資が迅速に確保できるよう、あらかじめ調達業者を把握するとともに、業者との間で協定の締結を進める。

2. 応急仮設住宅建設予定地の選定

(1) 応急仮設住宅の建設戸数の検討

仮設住宅の建設戸数は、全壊、半壊及び焼失により家屋を失った避難者数（1日後避難者）に基づいて推定する。

本市が当面の対策目標としている「茨城県南部地震」による1日後避難者数は150人、最終的な対策目標としている「関東平野北西縁断層帯地震」による1日後避難者数は2,995人である。

■ 応急仮設住宅の建設戸数

区分	避難者数 (棟)	平均世帯人数 (人)	避難世帯数 (世帯)	仮設住宅 建設戸数 (戸)	仮設住宅 用地 (㎡)
茨城県南部地震	150	2.44	62	62	3,720
関東平野北西縁断層帯地震	2,995		1,228	1,228	73,680

注1) 平均世帯人数は、平成26年1月1日現在の値である。

注2) 1戸当たりの用地面積を60㎡（建屋面積の2倍を想定）として算定した。

《参考》

◆ 「応急仮設住宅の面積」について

災害救助法による「応急仮設住宅の供与」では、規格1戸当たりの面積を、29.7㎡（9坪）と定めている。

第2編 災害予防計画

第4章 市の防災力の強化

第3節 生活維持活動のための準備

(2) 応急仮設住宅用地の選定

建築指導課は、以下の点を可能な限り考慮して、応急仮設住宅建設予定地の候補地を公園等の公共用地（必要に応じて、私有地も含め）を対象に候補地の検討を行う。

なお、仮設住宅の候補地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を検討しておく必要がある。

■ 予定地の選定基準

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 住居地域と隔離していない場所
- 工事車両のアクセスしやすい場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

3. 公営住宅等のあっせん借上げ体制の整備

大規模災害時には、住宅の確保を目的として、必要に応じて公営住宅等のあっせんを行う必要がある。

そのため、建築指導課は、平常時から公営住宅等のあっせんを打診する住宅についてリストを作成しておき、災害時に迅速に対応できるよう努める。

第8 文教に係る事前対策

市は、震災時において、園児、児童及び生徒の生命及び身体の安全と教育活動の確保に万全を期すため、事前計画を策定する。

市の「文教に係る事前対策」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 市の事前対策	学校教育課
2. 学校等の事前対策	各小・中学校、保育課 (学校教育課、危機管理課、消防本部)

1. 市の事前対策

市の文教対策に係る事前対策を以下に示す。

- ▶ 所管する学校を指導及び支援し、災害時の教育活動を確保するための応急教育計画の策定をはじめとする応急教育に関する事前対策を推進する。
- ▶ 教材用品の調達及び配給の方法については市教育委員会並びに学校において、あらかじめ計画を立てておくものとする。

2. 学校等の事前対策

校長等は、学校等の立地条件などを考慮したうえ、常に災害時の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法などにつき明確な計画を立てる。

校長等は、災害の発生に備えて以下のような措置を講じる。

- ▶ 市地域防災計画における学校等の位置付けを確認し、役割分担を明確にするとともに、災害時の対応を検討して、その周知を図る。
- ▶ 園児、児童・生徒等への防災教育や避難訓練の実施及び災害時における保護者との連絡方法等を検討して、その周知を図る。
- ▶ 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡及び協力体制を確立する。
- ▶ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知する。
- ▶ 学校等においては、災害発生に対処する訓練を行うものとする。

第4節 調査研究

第1 防災アセスメントに関する調査研究

市では、市域の災害危険性を総合的に明らかにするため、平成11年度に防災アセスメント調査を実施している。今後地震災害に関する調査研究が進み、かつ市における社会環境が大きく変化した時点で、防災アセスメント調査の再調査を検討する。

市の「防災アセスメントに関する調査研究」については、以下の方策及び担当部署をもって推進する。

方策	担当部署
1. 防災アセスメント調査	危機管理課
2. 地区別防災カルテの作成	危機管理課
3. ハザードマップの作成	危機管理課、下水道課（道路課、建築指導課）

1. 防災アセスメント調査

防災アセスメント調査においては、以下の事項について検討する。

(1) 災害誘因の検討

災害誘因とは、災害を引き起こす引き金となる自然現象（地震、台風、竜巻等）のことをいう。ここでは、発生した場合、地域に最も大きな影響を及ぼす地震を主に検討作業を実施する。

(2) 災害素因の検討

災害素因とは、災害を大きくする原因として、その地域がもともと有している防災上の弱点をいう。ここでは、地域に内在する災害に対する地域の脆弱性の原因を逐一把握する作業を実施する。災害素因には、軟弱地盤、低湿地等の自然的な要因と、木造住宅の密集地、危険物施設の集中地域等の社会的な要因があげられる。

(3) 災害履歴の検討

過去に発生した災害を取り上げ、地域の災害に対する特性を具体的に把握する作業を実施する。

2. 地区別防災カルテの作成

地区別防災カルテとは、防災アセスメント調査で明らかになった地域全体の総合的な災害危険度判定から自治会、校区等の地域単位で十分活用できるような精度で危険地域や、防災関係施設等を表示した地区別防災地図と、地区の防災特性を診断したカルテ部分から構成されるものであり、市は、今後、地区別防災カルテの作成を検討する。

記載する情報は、以下に例示するものを基本とする。

なお、作成した地図は、市民に周知するとともに、自主防災力の強化等に活用する。

■地区別防災カルテ（地区別防災地図）に表示する情報（例）

- 災害危険箇所、危険地域（防災アセスメントを参考）
- 地区内の学校、病院、社会福祉施設
- 地区内の避難施設
- 道路、避難路
- 寝たきり、ひとり暮らし、障がい者等在宅の要配慮者（表示を了解した者について）

3. ハザードマップの作成

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものである。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

ハザードマップを利用することにより、災害発生時に市民等は迅速・的確に避難を行うことができるため、災害による被害の低減にあたり非常に有効である。

また、ハザードマップは、市ホームページの「蓮田市地図情報システム」でも公開している。

（1）地震ハザードマップの作成・公表

市は、平成29年2月に、震源からの距離や地盤の状態などから揺れやすさの危険度、液状化の危険度、建物倒壊の危険度を推定して図示した「地震ハザードマップ」を作成し、配布している。

市は、地震ハザードマップなどを活用した出前講座の実施などにより、防災への備えや建物の耐震化、円滑な避難を促すため市民へ周知していく。

（2）洪水ハザードマップの作成・公表

市は、水防法第15条に基づき、令和2年3月に、市の洪水の危険性を明らかにするとともに、避難に関する情報を明示した「洪水（内水）ハザードマップ」を作成し、配布している。また、現在中川の情報を加えた洪水ハザードマップの改正を進めている。

洪水（内水）ハザードマップには、荒川、利根川及び小山川が決壊した場合の避難区域とともに避難方向及び避難場所等が示されており、洪水発生時における円滑な避難を促すため市民へ周知していく。また、浸水（内水）水害実績箇所も明示しており、市民に注意喚起していく。

第2 災害対策に関する調査研究

地震をはじめとする自然災害は、自然現象と社会的要因が複雑に絡み合い、被害状況が非常に多岐に渡るため、様々な分野から地震被害や風水害などによる影響を科学的に解明して、その成果を有効に災害対策に反映していくことが必要である。そのため、市は、国や県などによる災害予防に関する調査及び研究成果を収集、解析し、市の防災対策に反映する。また、市民による地震に対する地域の安全性に関する調査又は点検の取組を支援するよう努める。